

公開講座



令和4年度 文化庁 Innovate MUSEUM事業

神

伊勢

と

仏

出雲の

古代の宗教世界を読み解く

資料集

令和5年 2月12日 日 13:00~16:50 (開場12:30)

会場 松江テルサ 1Fテルサホール

主催



日本遺産 祈る皇女齋王のみやこ 齋宮

齋宮歴史博物館

(齋宮活性化実行委員会)

共催



島根県古代文化センター

Center for Ancient Culture, Shimane Pref.

伊勢神宮・出雲大社の存在に象徴されるように、古代国家において伊勢と出雲は神祇制度・信仰の上で特別な地位を有してきました。しかし、その一方で奈良時代には国家的な仏教が重視され、寺院などの仏教施設が地方にも整備されました。伊勢と出雲においても、神祇信仰との関わりの中で地域色が現れていきます。

今回の講座では、伊勢と出雲の神祇信仰と仏教が、それぞれの地域でどのように展開・発展を遂げてきたのかを比較し、その歴史的意義に迫ります。また、古代の伊勢神宮を考える上で重要な「齋宮」についてもご紹介していきます。

## 進 行 次 第

令和5年2月12日(日) 松江テルサ 1Fテルサホール

12:30 受付開始

13:00 開会あいさつ・趣旨説明

13:10 基調講演「古代国家の神祇制度－伊勢と出雲の宗教世界」

愛知教育大学名誉教授 西宮秀紀氏



西宮秀紀氏

14:00 (休憩)

14:10 報告「伊勢神郡・神宮と齋宮の成立」

齋宮歴史博物館 川部浩司



川部浩司

14:35 報告「仏教の浸透からみた古代伊勢の宗教世界」

齋宮歴史博物館 大川勝宏



大川勝宏

15:10 報告「古代出雲の宗教世界」

島根県古代文化センター 松尾充晶



松尾充晶

15:50 (休憩)

16:00 討論「伊勢と出雲～両地域にみる古代の宗教世界」

16:40 閉会あいさつ

### 【 お 願 い 】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日発熱や咳症状のある方、また会場内でのマスクの着用にご協力いただけない方は入場できません。会場受付等での検温や手指消毒、その他係員の指示に従うなど、ご理解とご協力をお願いします。

# 古代国家の神祇制度—伊勢と出雲の宗教世界

愛知教育大学名誉教授 西宮秀紀

## はじめに

### 1. 古代国家の神祇制度と神祇祭祀・神社

#### 1. 伊勢国・出雲国の官社

##### A. 伊勢国・伊勢神宮の場合

・253座⑤（13郡）※渡会郡58座（大14座・小44座）・※多気郡52座（並小）・※飯野郡4座（並小、寛平9年9月11日符〈『類従三代格』〉）・※飯高郡9座（並小、文治元年9月9日〈『類聚大補任』〉）・壹志郡（大3座〈阿射加神社3座[並名神大]〉・小10座）・安濃郡10座（並小）・庵芸郡13座（並小）・鈴鹿郡19座（並小）・河曲郡20座（並小）・三重郡6座（並小）・朝明郡24座（並小）・員弁郡10座（並小）・桑名郡15座（大1座〈多度神社[名神大]〉・小14座）※神郡

##### B. 出雲国神社・杵築大社の場合

・187座○28（10郡）※意宇郡48座（大1座〈熊野坐神社・名神大〉・小47座）・島根郡14座（並小）・秋鹿郡10座（並小）・楯縫郡9座（並小）・出雲郡58座（大1座〈杵築大社・名神大〉・小57座）・神門郡27座（並小）・飯石郡5座（並小）・仁多郡2座（並小）・大原郡13座（並小）・能義郡1座（小）・・・○58・○59c・1ほか

（参考）考古資料・出雲市青木遺跡（8C後半～9C前半中心）「美社」「伊努」「縣」「祝」

#### 2. 律令制祭祀での両者の位置づけ

・神祇令他→表・①②③④（『類聚国史』卷十・十九 延暦17年（798）9月癸丑条）・○28, 5

#### 3. 非官社

##### A. 両宮儀式帳にみえる非官社 ※神郡

「皇太神宮儀式帳」管渡会郡神社40处・・・官帳社25处・未入官帳社15处（38%）⑫

「止由気宮儀式帳」管渡会郡神社24处・・・官帳社16处・未載官帳名社8处（33%）

##### B. 『出雲国風土記』（『延喜式』卷10 神名下も同座（但し、神門郡27座、能義郡1座、能義郡は元意宇郡、弘仁式以後分立）

出雲国神社（399所巻首・安来郷項）在神祇官184所 不在神祇官215所○58 ※神郡

※意宇郡（48所・19所、28%）○59 l・m 島根郡（14所・35所、71%）○60 追加

秋鹿郡（10所・15所、60%）○61 楯縫郡（9所・19所、68%）○62 出雲郡（58所・64

所、52%）○63 神門郡（25所・12所、44%）○64 飯石郡（5所・16所、76%）○65 仁

多郡（2所・8所、80%）○66 追加 大原郡神社（13所・17所、57%）○67

#### 4. 経済基盤

##### A. 伊勢神宮

・○34（参考）・『延喜式』卷四伊勢大神宮69封戸条「伊勢国（渡会郡・多気郡・飯野郡・飯高郡36戸・壹志郡28戸・安濃郡35戸・鈴鹿郡10戸・河曲郡38戸・桑名郡5戸）・諸国（大和国15戸・伊賀国20戸・志摩国66戸・尾張国40戸・参河国20戸・遠江国40戸）」

##### B. 杵築大社ほか

・『出雲国風土記』神戸・意宇郡○59 e・f・g、秋鹿郡神戸里○61、楯縫郡神戸里○62、出雲郡神戸郷○63・神門郡神戸里○64・・・○34・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱（参考○35）

#### 5. 特記事項

・伊勢神宮と杵築大社と天神・地祇（○39.5）、修造（伝承）

B. 杵築大社・国神（大己貴神）←（使者王・国造）←高皇産霊尊（天皇）[修造（伝承）]

○39・32・33・50 ・（参考63）



- 〈参考〉A.伊勢神宮・天神（天照大神）←天皇[式年造替・修造]伊勢大神宮式 18 遷宮条他
- ・伊勢神宮と杵築大社の神祇職（神職）構成
    - A.伊勢神宮 大神宮司一禰宜一大内人一大物忌一物忌（父）一小内人～祝（部）
    - B.杵築大社（神宮司）一神主～祝（部）※神宮司廃止（『類聚国史』卷十九⑬、⑭・⑰）
  - ・国造との関係
    - A.伊勢神宮 内宮荒木田神主氏（天見通命「皇太神宮儀式帳」）・外宮度会神主氏（天牟良雲命『先代旧事本紀』）
      - ・『先代旧事本紀』卷十国造本紀「伊勢国造。樞原朝、以天降天牟久怒命孫天日鷲命、勅定賜国造。」・「伊勢国風土記」逸文（『万葉集註釈』）・・・夫伊勢国者、天御中主尊之十二世孫、天日別命之所平治、・・・伊勢津彦、東へ〈伊勢津彦神、逃れて信濃国へ〉天日別命、国津神の名を取りて伊勢と号くべし」・「皇太神宮儀式帳」・倭姫内親王遠、為御杖代斎奉〈支〉、次伊勢桑名野代宮坐〈只〉、其宮坐時〈爾〉、伊勢国造遠祖、建夷方〈乎〉、汝国名何問賜、曰〈久〉、神風伊勢国〈止〉白〈支〉、」
    - B.杵築大社 出雲国造
      - ・『先代旧事本紀』卷十国造本紀「出雲国造。瑞籬朝、以天穗日命十一世孫宇迦都久怒定賜国造、」・『古事記』神代上「天菩比命之子、建比良鳥命、〈此出雲国造、・・・等之祖也〉」・○39 ・出雲国造の特別待遇と実態・・・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲

## 2. 伊勢神宮の禁忌と出雲国造の齋戒

- A.伊勢神宮の禁忌○42（忌詞等）
  - ・『延喜式』卷五齋宮 5 忌詞にみえる齋宮の忌詞○44・『貞観儀式』卷三大嘗祭儀○45・神祇令 11 条○40・『貞観儀式』卷四○47・『延喜式』卷七踐祚大嘗祭 7 条○46
- B.出雲神社と齋戒
  - ・『延喜式』太政官 132 出雲国造条・・・○20
  - ・出雲国造 1. 国司詮議言上→太政官で補任、2. 賜禄→大蔵式 77 初任出雲国造条、3. 神祇官で負幸物給う○21、4. 帰国→1 年間齋○22、5. 国司・国造→入朝、神寿詞奏上○22・24・25・26、6. 京外便所→献物修め飾る→神祇官に申し、奏聞・供進○22、7. 朝堂院で献物数勘し、所司に頒充 ・48・59 g・66
  - ・出雲国造上京・・・⑩・⑪・○23 ・御富岐玉・・・○29・○31・○30（参考○49）
  - ・天皇の齋戒・・・○36・37・38・⑧（参考⑦・⑨）

## 3. 伊勢と出雲の仏教信仰・寺院

- A.伊勢国と仏教・神宮寺
  - ・神仏習合・・・伊勢国多度神社 1 座○57・（参考）熱田神社 1 座○56
  - ・神仏忌避・・・伊勢神宮寺の変遷○51・52・53・54・55（参考）○56.5
- B.出雲国と仏教・寺院
  - ・○51.5・27 ・『出雲国風土記』の寺院（参考○30 後半）意宇郡[教昊寺○59 h（山国郷五層塔、僧あり。教昊僧造、散位大初位下上腹首押猪の祖父）・新造院○59 i（山代郷中、巖堂建立、僧なし、日置君目列造、出雲神戸日置君鹿麻呂の父）・新造院○59 j（山代郷中、教堂建立、住僧一人、飯石郡少領出雲臣弟山造）・新造院○59 k（山国郷中、三層塔建立、山国郷人日置部根緒造）]・楯縫郡[新造院○62（沼田郷中、巖堂建立、大領出雲臣大田造）]・出雲郡[新造院○63（河内郷中、巖堂建立、旧大領日置部臣布弥造〈今の大領佐底磨の祖父〉）]・神門郡[新造院○64（朝山郷中、巖堂建立、神門臣等造）新造院○64（古志郷中、刑部臣等造、巖堂立てず）]・大原郡[新造院○67（斐伊郷中、巖堂建立、僧 5 人、大領勝部臣虫磨造）]・新造院○67（屋裏郷中、□層塔建立、僧 1 人、前少領額田部臣押嶋造、今の少領伊去美の従父兄）]・新造院○67（斐伊郷中、巖堂建立、尼 2 人。斐伊郷人樋印支知磨造）]

おわりに



- (参考文献、紙幅の関係で主なもの、伊勢神宮と齋宮に関しては西宮 2019 参照)
- 石塚尊俊「『同社坐』と『同社』」『古代出雲の研究—神と神を祀るものの消長』佼成出版社、1986
- 内田律雄「古代村落祭祀と仏教」『在地社会と仏教』奈良文化財研究所、2006
- 岡田重精『古代の齋忌（イミ）—日本人の基層信仰—』国書刊行会、1982
- 小倉慈司「出雲国の神戸について」『古代律令国家と神祇行政』同成社、2021、初出 1996
- 川勝勝久『古代祭祀の伝承と基盤』塙書房、2022
- 加藤義成「古代祭祀遺跡」『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』島根県教育委員会、1975
- 勝部昭『出雲国風土記と古代遺跡』山川出版、2002
- 菊地照夫『古代王権の宗教的世界観と出雲』同成社、2016
- 佐藤真人「平安時代宮廷の神仏隔離—『貞観式』の仏法忌避規定をめぐって—」二十二社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、1986
- 篠原祐一「「杉沢Ⅲ遺跡」に見る律令初期『社』の存在について」『情報 祭祀考古』24号、2003
- 島根県教育委員会『青木跡Ⅱ（弥生～平安時代編）第3分冊（奈良・平安時代）』2006
- 島根県古代文化センター『解説 出雲国風土記』今井書店、2014
- 島根県古代文化センター編『出雲国風土記—地図・写本編』八木書店、
- 妹尾周三「出雲へ伝わった仏教の特質」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、2011
- 高嶋弘志「出雲国造の成立と展開」滝音能之編『古代王権と交流7 出雲世界と古代の山陰』名著出版、1995
- 滝音能之「韓国伊大氏神社と日羅関係」『出雲古代史論攷』岩田書院、2014
- 寺村光晴「玉作名郷・社の成立」『古代玉作形成史の研究』吉川弘文館、1980
- 錦田剛志「覚書『出雲国風土記』にみる神祇祭祀の空間」『古代文化研究』12、2004
- 西宮一民「齋宮の忌詞について」『上代祭祀と言語』桜楓社、1980、初出 1974
- 西宮秀紀「伊勢神宮成立論」『古代王権と交流4 伊勢湾と古代の東海』名著出版、1996
- 『律令国家と神祇祭祀制度の研究』塙書房、2004
- 『日本古代の歴史3 奈良の都と天平文化』吉川弘文館、2013
- 「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳の伝来と写本研究覚書」『専修大学人文科学研究所月報』287、2017
- 『伊勢神宮と齋宮』岩波新書、2019
- 「古代伊勢神宮のハラエと罪・「穢」の特質—両宮儀式帳を素材に一」佐々田悠・船田淳一・関口寛・小田龍哉編『シリーズ宗教と差別 第2巻差別と宗教の日本史—救済の〈可能性〉を問う』法蔵館、2022
- 平石充「青木遺跡木簡の再検討」『木簡研究』37号、2015
- 平野邦雄「出雲大神と出雲国造」『古代文化研究』3、1995
- 松尾充晶「出雲地域の古代の神社」浅川慈男・島根県古代文化センター編『出雲大社の建築考古学』同成社、2010
- 三船隆之「国造の地方寺院の成立」『国造制の研究—史料編・論考編—』八木書店、2013
- 「郷名寺院の諸問題」『国造制・部民制の研究』八木書店、2017
- 三宅博士「『出雲国風土記』記載の「意宇社」の再検討—とくに意宇社と国府域をめぐって—」『島根考古学会誌』1、1984
- 森公章「出雲地域とヤマト王権」稲田孝司ほか編『(新版)古代の日本4 中国・四国』角川書店、1992
- 吉田一彦「奈良・平安時代の神仏融合」伊藤聡・吉田一彦編『日本宗教史3 宗教の融合と分離・衝突』吉川弘文館、2020
- 和田萃「齋宮の忌詞」『日本古代の儀礼と祭祀 中』塙書房、1995、初出 1991
- 「ホムチワケ王伝承の再検討」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター、2011

(1) 延喜式(四時祭式)上3 祈年祭上・4 祈年祭官幣条

二月の祭

3 祈年の祭の神三千一百三十二座

大四百九十二座(三百四座は案上の官幣、一百八十八座は国司の祭るところ)  
小二千六百四十座(四百三十三座は案下の官幣、二千二百七座は国司の祭るところ)

(2) 神祇官の祭る神七百三十七座

(略)

右、神祇官の祭るところ、幣帛は一に前の件により、数を見えて官に申せ。三后・皇太子の御巫の祭る神各八座はみな幣を案上に奠れ。ただし臨時に加減せよ。仍りて恒の数に入れず。大神宮、度会宮には各馬一疋を加えよ(龍頭の料に唐布一段。御歳の社に白馬・白猪・白鶏各一を加えよ。高御魂神、大宮女神、および甘樫・飛鳥・石村・忍坂・長谷・吉野・巨勢・賀茂・当麻・大坂・胆駒・都祁・養布等の山口、ならびに吉野・宇陀・葛木・竹谿等の水分の十九社には各馬一疋を加えよ。)

(略)

致齋の日の平明、幣物を齋院の案上ならびに案下に奠れ(所司、預め案下に幣の薦を敷け)。掃部寮、座を内外に設けよ(諸祭に座を設くることに准えよ)。神祇官人、御巫らを率いて中門より入り、西庁の座に就き、

東面し北を上とせよ。大臣以下は北門より入り、北庁の座に就け(大臣は南面し、参議以上は庁の東の座に就きて西面し、王・大夫は庁の西の座に就きて東面せよ)。御巫は庁の下の座に就け。群官は南門より入り、南庁の座に就き、北面し東を上とせよ。神部、祝部らを引き、入りて西庁の南庭に立て。既にして神祇の官人降りて庁の前の座に就かば、大臣以下および諸司、ともに降りて庁の前の座に就け。中臣進みて座に就きて祝詞を宣り、一段畢る毎に祝部称唯せよ。宣ること訖らば中臣退出せよ。大臣以下諸司手を拍つこと兩段、称唯せざれ。然る後に皆本座に還れ。伯命じて云わく、幣帛を班ち奉れと。史称唯し、忌部二人進みて案を夾みて立ち、史、次を以て御巫および社の祝を唱び、祝称唯して進め。忌部幣帛を領ち畢らば(大神宮の幣帛は別の案の上に置き、便を差して進れ)、史、座に還りて、幣を頒つこと訖れりと申し、諸司退出せよ。月次の祭の儀はこれに准えよ。

(3) 延喜式(四時祭式)上5 祈年祭国幣条

5 国司の祭る祈年の神二千三百九十五座

大一百八十八座(東海道三十三座、東山道三十七座、北陸道十三座、山陰道三十六座、山陽道十二座、南海道十九座、西海道二十八座)

座別に糸三兩、綿三兩。

小二千二百七座(東海道六百七十九座、東山道三百四十座、北陸道三百三十八座、山陰道五百二十三座、山陽道百二十四座、南海道百三十四座、西海道六十九座)  
座別に糸二兩、綿二兩。

右、国司の長官以下、例に准えて、散齋三日、致齋一日、ともに会して祭れ(祭日ならびに幣を班つ儀はみな神祇官に准えよ)。その幣はみな正税を用いよ。

(4) 延喜式卷第九 神祇九

神名上(宮中・京中・五畿内・東海道)

1 天 神地祇物て三千一百三十二座

社二千八百六十一処

前二百七十一座

大四百九十二座

三百四座(みな祈年・月次・新嘗などの祭の案上の官幣に預かる。この中、七十一座は相嘗の祭に預かる)

一百八十八座(みな祈年の国幣に預かる)

小二千六百四十座

四百三十三座(みな祈年の案下の官幣に預かる)

二千二百七座(みな祈年の国幣に預かる)

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

二百七十一座

表1 律令制神祇祭祀一覧表

神祇祭祀名	季節	内 容		性 格
		班幣・奉幣	神 事	
祈年祭	仲春	神祇官一班幣・祝部一3132座	—	予祝の祭
鎮花祭	季春	神祇官一班幣・祝部一大神・狹井社	—	疫病鎮退の祭
神衣祭	孟夏・季秋	—	—	天照大神の神衣を奉獻する祭
大忌祭	孟夏・孟秋	(朝廷)一奉幣・幣帛使一広瀬社	—	急穰祈願・風雨順調を祈る祭
三枝祭	孟夏	神祇官一班幣・祝部一率川社	—	疫病鎮退の祭
風神祭	孟夏・孟秋	(朝廷)一奉幣・幣帛使一龍田社	—	悪風荒水の鎮祭
月次祭	季夏・季冬	神祇官一班幣・祝部一304座	神今食・中院	宮中の宅神祭
鎮火祭	季夏・季冬	(神祇官)一奉幣・卜部等一宮城四方角	—	火を鎮める祭
道齋祭	季夏・季冬	(神祇官)一奉幣・卜部等一京四方大路最極	—	鬼魅を防ぐ祭
神嘗祭	季秋	天皇一奉幣・幣帛使一伊勢神宮	—	天皇が天照大御神に供薦する祭
相嘗祭	仲冬	神祇官一(請受)(付幣帛)祝部・神主一41社	—	天皇が大和国等の特定神と新穀を祝う祭
鎮魂祭	仲冬	神祇官齋院一(御霊)一御巫祭神8座・大政神1座	鎮魂・宮内省正庁	天皇の御魂強化をはかる祭
大嘗(新嘗)祭	仲冬	神祇官一班幣・祝部一304座	新嘗・神嘉殿	新穀を至孝に供する祭
大  祓	6・12月晦日	大祓・朱雀門	御贖儀・宮中	罪を穢い清める
惣祭天神地祇	天皇即位時	(神祇官)一供幣・幣帛使一3132座	—	天皇の即位を告げる祭
臨時祭	—	天皇・神祇官一奉幣・幣帛使一宮・社	—	国家・自然の特別・特異現象に対する臨時の祭

註1 神祇令記載の神祇祭祀を掲げたが、内容や性格は〔(貞観)儀式〕〔延喜式〕〔令集解〕を参照している。  
 2 大祓は便宜的な分類であり、内容の( )は推定である。  
 3 令文の「大嘗」は毎世の大嘗と毎年の大嘗(新嘗)を含む。

(6) 『続日本紀』大宝元年十一月 八日丙子、始めて造大幣使を任く

(7) 『続日本紀』大宝二年二月庚戌条 十二日庚戌。是の日、大幣を班たむるに、馳駢して諸国の国造等を追して京に入らしむ。

(8) 『続日本紀』大宝二年三月己卯条 十二日己卯、大安殿を鎮めて大祓す。天皇、新宮の正殿に御しまして齋戒したまふ。惣べて幣帛を畿内と七道との諸社に領つ。

(9) 『続日本紀』大宝二年四月庚戌条 十三日庚戌、詔し諸国の国造の氏を定めたまふ。其の名、国造記に具なり。

(10) 『続日本紀』靈龜二年二月丁巳条 丁巳、出雲国の国造外正七位上出雲臣果安、齋し竟りて神賀の事を奏す。神祇大副中臣朝臣人足、その詞を以て奏聞す。是の日、百官齋す。果安より祝部に至るまで一百一十餘人に、位を進め祿賜ふこと各差有り。

(11) 『続日本紀』神龜三年二月辛亥条 辛亥、出雲国造從六位上出雲臣広嶋齋事畢へて、神社の劍・鏡并せて白馬・鶴等を獻る。広嶋并せて祝二人に並に位二階を進む。広嶋に綿甘疋、綿五十屯、布六十端、自餘の祝部一百九十四人に祿賜ふこと各差有り。

(12) 『皇太神宮儀式帳』

一 管度會郡神社行事。

合四十處。之申、官帳社廿五處、未入官帳社十五處。

(略)

一 末官帳 入田社事。

鴨下神社。大水上兒、石己呂和居、鴨比古、鴨比賣命。形无。

(14) 『養老選叙令』七同司典条

凡そ同司の主典以上には、三等以上の親用をいること得じ。

(15) 『続日本紀』文武天皇二年三月己卯条 九日己卯、詔したまはく、「筑前国宗形・出雲国意宇の二の郡の司は、並に三等以上の親を連任することを聴す」とのたまふ。

(17) 『式部省式』十二大領闕条

凡そ郡司は、一郡に同姓を併せ用うることを得ず。もし他姓の中に用うべき人なければ、同姓と雖も同門を除くの外、任ずることを聴せ。神郡、陸奥の縁辺の郡、大隅の馭談・熊毛等の郡は、制する限りにあらず(謂うところは、伊勢国飯野・度会・多氣、安房国安房、下総国香取、常陸国鹿嶋、出雲国意宇、紀伊国名草、筑前国宗形等の郡を神郡となす)。

(18) 『類聚三代格』卷七 太政官符

應任出雲國意宇郡大領事

右被大納言從三位神王宣稱奉、勅昔者國造郡領、職員有別、各守其任、不敢凌越、慶雲三年以來、令國造帶郡領、寄言神事、動廢公務、雖則有國意、而不加刑罰、乃有私門日益、不利公家、民之父母、還爲巨蠹、自今以後、宜改舊例、國造郡領分、職任之。

(19) 『類聚三代格』卷一 太政官符

禁出雲國造託神事多娶百姓女子爲妾

右被右大臣宣稱奉、勅今聞兼前國造兼帶神主、新任之日、即棄嫡妻、仍多娶百姓女子爲神宮采女、便娶爲妾、莫知限極、此是妄託神事、遂扇淫風、神道益世、豈其然乎、自今以後、不得更然、若娶妾供神事、不得已者、宜令國司注名密封卜定一女、不得多點、如凌、此制、隨事科處、筑前國宗像神主准此。

延曆十七年十月十一日

(13) 『類聚國史』卷十九神宮司

延曆 廿年閏正月庚辰、廢出雲國神宮司。

(16) 『令集解』選叙令同司典条 「不得三等以上親」所引

釋云。養老七年十一月十六日太政官處分。伊勢國渡相郡・竹郡。安房國安房郡。出雲國意宇郡。筑前國宗形郡。常陸國鹿嶋郡。下總國香取郡。紀伊國名草郡。合八神郡。聽連任三等以上親也。



(20) 太政官式 出雲国造条

132 凡そ出雲の国造、国司、例によりて銚擬し言上せば、すなわち太政官に於いて補任すること、諸国の郡司を任ずる儀の如くせよ。宣命および叙位もみな常の儀の如くし、禄を賜うこと数あり。畢らば弁の大夫および史各一人神祇官に就きて負幸物を給え。国に還りて一年齋し、畢らば国司、国造を率いて入朝し、神寿詞を奏せ。初め京外の便所に到り停まりて献物を修め飭り、神祇官に申して、預め吉日を扶びて、官に申して奏聞し、例によりて供進せよ(後の齋もまたこれに准えよ)。その日、史二人朝堂院に入りて、献物の数を勘え、例によりて所司に頒ち充てよ(事は神祇式および儀式に見ゆ)。

(21) 臨時祭式 35 負幸条

35 出雲の国造に賜う負幸物  
金装の横刀一口、糸二十約、絹十疋、調布二十端、歛二十口。  
右、国造に任じ訖らば、弁一人、史一人、神祇官の庁に就け、  
大刀の案の下に就きて跪け。時に弁宣いて云わく、出雲の国造と今定め給える姓名に、負幸の物を賜わくと宣ると。国造称唯して、再拜兩段、手を拍つこと兩段。訖らば大刀の案の下に進みて跪け。神部、大刀を取りて授けよ。手を拍ちて賜われ(拍手兩段)。

(22) 臨時祭式 36 神寿詞条

36 国造神寿詞を奏す  
玉六十八枚(赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚)、金銀装の横刀一口(長さ二尺六寸五分、鏡一面(径七寸七分)、倭文二端(長さ各一丈四尺、広さ二尺二寸、みな案に置き)、白眼の鶴毛の馬一疋、白き鶴二翼(軒に乗す)、御贄五十昇(昇別に十籠を盛る)。

(23) 続日本後紀 天長十年四月壬午条

壬午、出雲國司、國造出雲豐持等奏、神壽并献白馬一疋、生雉一翼、高机四前倉代物五十荷、天皇御大極殿受其神壽、授國造豐持外從五位下。

(24) 臨時祭式 37 国造給祭条

37 凡そ国造、神寿詞を奏す日の平旦に、神祇官、国造の奏事を試みよ。座料に調の薦五枚を給え。神賀を奏すには齋むこと一日。さきだちて官に申せ。国造已下祝・神

(25) 祝詞式 29 出雲国造神賀詞条

部・郡司・子弟五色の人らに禄を給え。ただし、その人数は臨時に申すところにして、定額あることなし。禄法は、国造に絹二十疋、調布六十端、綿五十屯。祝・神部には有位無位を論ぜず、各調布一端。郡司に各二端、子弟に各一端。

29 出雲の国造の神賀詞

八十日日はあれども、今日の生日の足日に、出雲の国の国造姓名、恐み恐みも申し賜わく、掛けまくも恐き明つ御神と大八島国知ろし食す天皇命の大御世を、手長の御世と齋うと(へも)後の齋いの時には、後の字を加えよとして、出雲の国の青垣山の内に、下つ石根に宮柱太知り立て、高天の原に千木高知り坐す伊射那伎の日真名子、かぶろき熊野の大神櫛御氣野命、国作り坐しし大穴持命、二柱の神を始めて、百八十六社に坐す皇神たちを、某甲が弱肩に太褰掛けて、いつ幣の緒結び、天のみかひ冠りて、いつの真屋に簷草をいつの席と刈り敷きて、いつへ黒益し、天の頭わに齋みこもりて、しず宮に忌み静め仕え奉りて、朝日の豊栄登りに、いわいの返り事の神賀の吉詞、奏し賜わくと奏す。  
高天の神王、高御魂命の、皇御孫の命に天の下大八島国を事避り奉りし時、出雲の臣らが遠つ祖天穗比命を、国体見に遣わしし時に、天の八重雲を押し別けて、天翔り国翔りて、天の下を見廻りて、返り事申し給わく、豊葦原の水穂の国は、昼は五月蠅なす水沸き、夜は火瓮なす光く神あり。石根・木の立ち・青水沫も事問いて、荒ぶる国あり。然れども鎮め平けて、皇御孫の命に安国と平らけく知ろし坐さしめむと申して、己れ命の兒天夷鳥命に布都怒志命を副えて天降し遣わして、荒ぶる神たちを撥い平け、国作らしし大神をも媚び鎮めて、大八島国の現事・顕事、事避らしめき。すなわち大穴持命の申し給わく、皇御孫の命の静まり坐さむ大倭の国と申して、己れ命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主櫛玉命と名を称えて、大御和の神奈備に坐せ、己れ命の御子阿遲須伎高孫根の命の御魂を葛木の鴨の神奈備に坐せ、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇孫の命の近き守り神と貢り置きて、八百丹杵築宮に静まり坐しき。ここに親神魯伎・神魯美の命の宣わく、「汝天穗比命は、天皇命の手長の大御世を、堅石に常石にいらい奉り、いかしの御世にさきわえ奉れ」と仰せ賜いし次の隨に、供齋(へも)後の齋いの時には、後の字を加えよ仕え奉りて、朝日の豊栄登りに、神の礼白・臣の礼白と、御禰の神宝献らくと奏す。  
白玉の大御白髪坐し、赤玉の御あからび坐し、青玉の水江の玉の行き相いに、明つ

御神と大八島国知ろし食す天皇命の手長の大御世を、御横刀広らに誅ち堅め、白御馬の前足の爪・後足の爪踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を、上つ石根に踏み堅め、下つ石根に踏み凝し、振り立つる耳の弥高に、天の下を知ろし食さむ事の志のため、白鶴の生御調の玩び物と、倭文の大御心もたしに、彼方の石川の度り・此方の石川の度りに生い立てる若水沼間の、弥若えに御若え坐し、すずぎ振るおどみの水の、弥おちに御おち坐し、まそひの大御鏡の面を、おしはるかして見そなわす事のごとく、明つ御神の大八島国を、天地日月とともに、安らけく平らけく知ろしめさむ事の志のためと、御禱の神宝を繋げ持ちて、神の礼白・臣の礼白と、恐み恐みも、天つ次の神賀の吉詞白し賜わくと奏す。

(26) 式部省式下5神寿詞条

5 出雲の国造神寿詞を奏す

国造を銓擬すること、一に郡領の如くせよ。其れ位を叙し禄を賜うこと、みな常式あり。齋畢らば、諸の祝部を率い、更にまた入京して神寿詞を奏せ(齋禱の声を聞かば会昌門外に列立せよ。後の斎もまた同じくせよ)。その日、諸司庶務せよ。もし位を叙すべくは、預め省をして位記を書かしめよ。前つこと一日、録、史生・省掌を率いて、竜尾道より南に版位を置き(事は儀式に見ゆ)。

(27) 主税寮式上65出雲四王寺条

65 凡そ出雲国四王寺の春秋の修法、季毎の七箇日の供養ならびに燈分料、四王四前へ二前一日の供飯料の稻四把、粥料の稻八分、餅・餠の料各種三把、餠を煎る料の油一合八勺、雑の菓子四升、燈油二合、僧四口へ一口一日の供飯料の稻四把、粥料の稻八分、塩一合勺、芥子五勺、紫苔・大蘆菜・醬・未醬・酢各一合、海藻・滑海藻各三両、大豆・小豆各五合、童子四人へ一人一日の飯料の稻二把、塩二勺、海藻三分。年料は(春秋の修法の日を除き、常燈は日別に二合、長夜短夜を通計せよ。行なうところの四王の供飯・粥、四僧の供飯・海藻・滑海藻・塩・酢、童子四人の飯・塩・海藻等は、修法の日供に准えて行なえ)正税を以て充て行なえ。もし国分寺僧を請じ用いなば、二季を除くの外、供養は本寺充てよ。

(28) 神名式下24出雲国条

24 出雲国一百八十七座(大二座・小百八十五座)

意宇郡四十八座(大一座・小四十七座)

熊野に坐す神社(名神大) 前神社

能利刀神社

(略)

出雲郡五十八座(大一座・小五十七座)

大穴持神社

杵築大社(名神大)

同社大神太后神社

同社に坐す伊能知比売神社

同社神魂伊能知志神社

同社神魂御子神社

同社神魂伊能知志神社

同社大穴持伊那西波伎神社

同社大穴持御子玉江神社

(29) 臨時祭式下4富岐玉条

74 凡そ出雲国、進るところの御富岐玉六十連(三時の大殿祭の料に三十六連、臨時に二十四連は、毎年、十月以前に意宇郡の神戸の玉作氏をして造り備えしめ、使を差して進せよ。

(30) 大日本古文書一

出雲國計會帳(正文會院)

(前略)

天平五年

八月

一 同月十九日進上水精玉壹伯伍拾顆事

一 同日進上水精玉壹伯顆事

右捌條附大帳使史生大初位上依網連意義麻呂進上。

十月

一 廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙(序文三卷、考狀一卷、選文一卷、讀覽紙一紙、生帳一巻、備設帳一巻、未注帳一巻、寺財物帳一巻、赤會帳一巻、四季帳四巻、擬設帳一巻、未注帳一巻、法任部司狀二紙、一巻、爲帳壹巻)

(後略)

(31) 古語拾遺

榊明玉命が孫は、御祈玉(古語に、美保伎玉といふ。言ふころは祈禱なり。)を造る。其の裔、今出雲国に在り。

(32) 神代記

如三天神御子之天津日繼所(太)之登(充足) 既獻也。唯僕住所者、

而、於底津石根宮柱布斗斯理、此四字於高天原氷木多迦斯理、多迦斯理而、治賜者、僕者於二百不(足八十)垺手ニカクテハベム、亦

僕子等(ハ)百八十神者、即八重事代主神、為二神之御尾前(一)而仕奉

者、違神者非也。如此之白而、於出雲國之多藝志之小濱、

(28.5) 臨時祭式下8名神祭条

28 名神の祭二百八十五座

熊野神社一座

杵築神社一座

(已上は出雲國)



造三天之御舍多岐志三 而、水戸神之孫、櫛八玉神、為膳

夫、獻天御饗（植）之時、櫛白而、櫛八玉神化鶴、入

海底、昨二出底之波迹、此一字 作三天八十毗良迦 此三字

而、鎌海布之柄、作燧日、以海尊之柄、作燧杵

而、横二出火（後略）云

於是、天皇患賜而、御疑之時、覺于二御夢、曰、「修理

我宮如三天皇之御舍（太占）者、御子必真事登波牟

音、如此覺時、布斗摩迹之占相而、求何神之心、

余崇、出雲大神之御心、故、其御子、令拜其大神宮

將遣之時、令副二誰人者吉、余、昭立

王、食レト、故、科二昭立王、令二字氣比白、

「因拜此大神、誠有驗者、住足驚巢池之樹、驚

乎、字氣比落、如此詔之時、其驚墮地、死、又詔之、字氣

比活、余者、更活、又在二甜白樹之前、美廣熊白樹、令二字氣

比枯、亦令二字氣比生、余、名賜其昭立王、謂二倭者師木

登美、豊朝倉、昭立王、以登美二字 即昭立王 菟上王

二王、副其御子、造時、自那良戸、遇二破、言、自

大坂戸、亦遇破、言、唯木戸、是披月之吉戸ト而、出行

之時、每到坐地、定二品運部也

故、到於二出雲、拜二訖大神、還上之時、肥河之中、

作二黒巢橋、仕二奉假宮、而坐、余、出雲國造之祖、

名岐比佐都美、飭二青葉山、而、立其河下、將獻二大御食

之時、其御子詔言、「是於二河下、如二青葉山、者、見

非山、若坐二出雲之石碓之宮、葦原色許男大神以

伊都政之祝、大庭乎、問賜也、余、所遣二御伴、王等、聞歡

見喜、而、御子者、坐二檜榔之長穗宮、而、貢二上驛使、

余、其御子、一宿婚、肥長比賣、故、竊二伺其美人、

者地也、即、見畏、通逃、余、其肥長比賣思、光二海原

自船、追來、故、益、見畏、以自二山多和、以音、引越御

船、逃上行也、於是、覆奏言、「因拜二大神、

大御子物詔、故、奉上来、故、天皇歡喜、即、返二菟上王、

令二造神宮、於是、天皇、因二其御子、定二鳥取

部、鳥甘部、品運部、大湯坐、若湯坐、

新抄格勅符第十卷抄 神事諸家封戸 大同元年

合四千八百七十六戸

伊勢大神 一千百卅戸 大和百一戸 伊賀廿戸 伊勢九百卅四戸

大和神 三百廿七戸 勝賀元十一月十四日 奉元三百戸 出雲五十戸

熊野神 廿五戸 出雲國加十戸

杵築神 六十一戸 出雲天年神護元年奉元充

鴨神 八十四戸 出二廿八戸

忌部神廿戸 紀伊十戸 出雲十戸

凡そ神戸の調府及び田租は、

並に神宮造り、及び神に

供せむ調度に充てよ。其れ

税は一つ義倉に准へよ。

皆国司校按して、所司に申

崇神紀七年二月辛卯条

七年の春二月の丁丑の朔して辛卯、

八十萬神を會へて下問ひたまふ。是の時に、神明、倭迹迹

日百襲姫命に憑りて曰はく、「天皇、何ぞ国の治らざること

を憂へたまふや。若し能く我を敬ひ祭りたまはば、必ず自

平きなむ」とのたまふ。天皇問ひて曰はく、「如此教ふは誰

の神ぞ」とのたまふ。答へて曰はく、「我は是倭國の域の内

に居る神、名を大物主神と為ふ」とのたまふ。時に、神詔を

得て教の隨に祭祀る。然れども猶し事に驗無し。天皇、乃

ち沐浴齋戒し、殿内を潔淨めて祈みて曰はく、「朕、神を礼

ふこと尚し未だ尽さざるか。何ぞ享けたまはぬことか。甚しき。

冀はくは亦夢裏に教へて、神、恩を畢へたまへ」とのたま

ふ。是の夜に、夢に一貴人有り。殿戸に對ひ立ち、自ら大

物主神と稱りて曰はく、「天皇、復な愁へまほそ。國の治ら

ざるは、是吾が意なり。若し吾が兒大田田根子を以て吾を

祭らしめたまはば、立に平きなむ。亦海外の國有りて、自

づからに補伏ひなむ」とのたまふ。

允恭紀四年九月戊申条

戊申に、詔して曰はく、「群卿、百寮と諸國造

等、皆各言さく、或いは帝皇の裔、或いは異しくして

天降れりといへり。然れども三才類れ分れてより以來、多に

万歳を歴たり。是を以て、一氏都息して、更に万姓と為

り、其の實を知り難し。故、諸の氏姓の人等、沐浴齋戒して



を著けて、釜に赴きて探湯す。則ち実を得る者は自づからに全く、実を得ざる者は皆傷れる。是を以ちて、故に詐れる者は、愕然ちて予め退き、進むこと無し。是より後、氏姓自づから定りて、更に詐る人無し。

(38) 雄略紀七年七月丙子条

七年の秋七月の甲戌の朔にして丙子に、天皇、少子部連螺麻に詔して曰はく、「朕、三諸岳の神を見むと欲ふ。或いは云はく、此の山の神、大物主神とすといふ。或いは云はく、葦田の坂神なりといふ。汝、齊力人に過ぎたり。自ら行きて捉へ来」とのたまふ。螺麻答へて曰さく、「試に往りて捉へむ」とま

す。乃ち三諸岳に登り、大蛇を捉取へて、天皇に示せ奉る。天皇、齋戒したまはず。其の雷起きて、目精赫赫く。天皇、畏み、目を蔽ひて見たまはず、殿中に却き入り、岳に放たしめたまふ。仍りて改めて名を賜ひて雷とす。

(39) 神代紀九段一書第二

既にして神、出云の五十川狹小汀に降到りて、大己貴神に問ひて曰はく、「汝、此の国を以ちて天神に奉らむや以不や」とのたまふ。対へて曰さく、「疑はくは、汝二神、是吾が処に來ませるには非じ。故、許すべからず」とまをす。是に経津主神、還りり報告す。時に高皇產靈尊、乃ち二神を還遣し、大己貴神に勅して曰はく、「今者し汝が所言を聞くに、深く其の理有り。故、更に条々にして勅せむ。夫れ汝が治らす竊竊之事、是吾が孫治らすべし。汝は以ちて神事を治らすべし。又汝が住むべき天日嗣宮は、今し供造らむ。即ち千尋の栲船を以ちて、結びて百八十組とし、其の造宮の制は、柱は高く

大きく、板は広く厚くせむ。又田供佃らむ。又汝が往來ひて海に遊ぶ具の爲に、高橋・浮橋と天鳥船も供造らむ。又天安河にも打橋を造らむ。又百八十組の白櫓を供造らむ。又汝が祭祀を主らむ者は、天穗日命是なり」とのたまふ。

は大己貴神報へて曰さく、「天神の勅教、如此殷勤なり。敢へて命に従はざらむや。吾が治らす竊竊事は、自孫治らしたまふべし。吾は退りて幽事を治らさむ」とまをす。故、経津主神、岐神を以ちて郷導として、周流りて削平く。逆命者有れば加斬戮し、掃蕩者は仍ち加褒美めたまふ。是の時に、掃蕩首領者は、大物主神と事代主神となり。乃ち八十萬神を天高市に合めて、帥めて天に昇り、其の誠款の至を陳す。時に高皇產靈尊、大物主神に勅したまはく、「汝、若し国神を以ちて妻とせば、吾猶し汝を疏心有りと言はむ。故、今し吾が女二種津姫を以ちて、汝に配せ及とせむ。八十萬神を領めて、永に皇孫の爲に護り奉るべし」とのりたまひ、乃ち還り降らしめたまふ。即ち紀國の忌部が遠相下置帆負神を以ちて、定めて作笠者とし、彦狭知神を作盾者とし、天日一箇神を作金者とし、天日鷲神を作木綿者とし、櫛明神を作玉者とす。乃ち太玉命をして、弱手に太手櫛を被けて、御手に代りて、此の神を祭らしむるは、始めて此に起れり。

(39.5)

養老神祇令 1 天神地祇条  
凡天神地祇者。神祇官。皆依常典祭之。

謂天神者伊勢山城嶋。住吉。出雲國造齋神等類是也。地祇者大神。大倭。葛木嶋。出雲大汝神等類是也。常典者此令所載祭祀事條是也。禮无別也。自大汝神以上。古記亦无別也。

(40) 養老神祇令 2 散祭条

凡そ散齋の内には、諸司の事理めむこと旧の如く。喪を弔ひ、病を問ひ、完食むこと得じ。亦刑殺判らず。罪人を決罰せず。音楽作さず。穢惡の事に預らず。致齋には、唯し祀の事の爲に行ふこと得む。自余は悉くに断めよ。其れ致齋の前後をば、兼て散齋と為よ。

(41) 養老神祇令 3 即位条

凡そ天皇即位したまはむときは、惣べて天神地祇祭れ。散齋一月、致祭三日。其れ大幣は、三月の内に、修理し訖へしめよ。

(42) 皇大神宮儀式帳 (前略) 亦種々乃事忌定給。人打手。奈津止云、鳴手。阿止云、血手。阿世止云、安手。多氣止云、佛手。中子止云、經手。志目加瀬止云、塔手。阿良々支止云、法師手。髮長止云、優婆塞手。角波須止云、寺手。瓦葺止云、齋食手。片食止云、死手。奈保利物止云、墓手。土村止云、病手。慰止云、如是一切物名、忌乃道定給。交。(後略)

(43) 齋宮式 5 忌詞条

凡そ忌詞、内の七言は、仏を中子と稱い、經を染紙と稱い、塔を阿良良俊と稱い、寺を瓦葺と稱い、僧を髮長と稱い、尼を女髮長と稱い、齋を片膳と稱い、外の七言は、死を奈保留と稱い、病を夜須美と稱い、哭を塩垂と稱い、血を阿世と稱い、打を撫と稱い、穴を菌と稱い、墓を壊と稱え。また別の忌詞に、堂を香燃と稱い、優婆塞を角管と稱え。

(44) 養老神祇令 2 月齋条

凡そ一月の齋をば、大祀と為よ。三日の齋をば中祀と為よ。一日の齋をば小祀と為よ。

(45) 貞觀儀式

其の齋月は 佛齋・清食に預り 喪を用ひ 病を問ひ 穴を食ふこと得ざれ 亦 刑殺を判らざれ 罪人を決罰せざれ 音樂を作さざれ 其の忌語は 死を奈保流と稱ひ 病を夜須彌と稱ひ 哭を鹽垂と稱ひ 血を赤汗と稱ひ 穴を菌と稱へ 穴人の姓も亦問じ

(46) 『踐祚大嘗祭式』7齋事条

7 凡そ散齋は一月(十一月朔より晦に尽る)致齋は三日(丑より卯に至る)。その齋月は、預め諸司に告げ、および符を畿内に下し、仏齋・清食に預かることを得ず。その言語は、死を直と称い、病を息と称い、哭を塩垂と称い、打を撫と称い、血を汗と称い、宋を函と称い、墓を壊と称え。

(47) 『貞觀儀式』巻四

太政官符す 中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏・宮内・彈正・左右の京・春宮・勘解由・左右の近衛・左右の衛門・左右の兵衛・左右の馬・兵衛等の臺・省・職・坊・使・府・寮・五畿内の諸國司

應に 大嘗會の齋を爲すべき事

散齋一月 十一月 致齋三日 同じき月の丑・寅・卯

忌むべき事六條

喪を申ひ 疾を問ひ 刑殺を判り 罪人を決罰し 音樂を

作す事 神に供る樂を調へ習ふは 此の限に在らず

言語の事 死を齋保留と稱ひ 病を夜須美と稱ひ 哭を垂鹽と稱ひ

血を赤汗と稱ひ 穴人の姓を腹人と稱ふ

喪と産とに預り 并せて雜畜の死と産とに觸るる事 喪の忌

は卅日 宋を食ふこと月を限れ 産并せて畜の死は七日 産は三日 限り

薄つて后 穢清まはりて 乃ち參れ 但し 祭の事に預ることを傳され

穢惡に預る事 載詞に云ふところの天罪・國罪の類なり 皆神の穢れ

佛法を行ふ事

舉哀并せて改葬の事

右 神祇官の解を得るに備ふ 大嘗會に供奉らむが爲 來る

(51) 『太神宮諸雜事記』天平十四年十一月三日条

天平十四年十一月三日、右大臣橘朝臣諸兄卿參入於伊勢太神宮。其故波、天皇御願寺可被建立一之由、依宣旨所被祈申也。然勅使飯參之後、以同十一月十一日夜中、令示現給布。天皇之御前仁玉女坐、即放金色光天宜、本朝和神國也。可奉欽仰神明給上。而日輪者大日如來也。本地者毗盧舍那佛也。衆生者悟之當飯依佛法止。御夢覺之後、御道心彌發給天、件御願寺事、始企給和。

(48) 『權記』長徳元年十月六日条

十一月一日より卅日迄 百官 五畿内の諸國 應に忌むべし 例に依りて申し送れ 者れば 諸司・國承知りて 件に依りて之を行へ

(49) 『崇神紀』六十年七月己酉条

六日 依召參右大臣御宿所、可奏文給之、若狹越前出雲等國解文、其下見目錄、但出雲國解文依有仰、召右衛門督於弓場殿下給之、彼國言上云々、熊野杵築兩神致齋廢務之間、不能亂定犯人等之事、仍捕伴犯人九人、付捺丸等進上者、仍可令檢非違使勘亂之由被仰也、別當令申云、件人等於何處可尋乎、此由可申右府者、即申事由於右大臣、被仰云、東柱邊者、早可遣使召尋者、即亦以此旨申右衛門督、今夜宿侍、

六十年の秋七月の丙申の朔にして己酉に、出雲神宝の献上、造池勸農 群出に詔して曰はく、「武日照命」と任那朝貢 云はく、武夷島といふ。又云はく、天夷島といふ。の天より將來れる神宝、出雲大神の宮に蔵めたり。是見まく欲し」とのたまふ。則ち矢田部造が遠祖武諸隅を遣して、再云はく、「一名は人皇降なりといふ。獻らしむ。是の時に當り、出雲臣が遠祖出雲振根、神宝を主れり。是、筑紫國に在りて遇はず。其の弟飯人根則ち皇命を被り、神宝を以ちて、弟甘美韓日狹と子國瀧等とに付けて貢上る。

(50) 『齊明紀』五年是歲条(国史大系本)

是に甘美韓日狹・國瀧等、朝廷に參向て、曲に其の状を奏ししかば、吉備津彦と武河河別とを遣して、出雲振根を誅さしめたまふ。故、出雲臣等、是の事を畏みて、大神を祭らずして問有り。時に丹波の水上の人、名は水香戸辺、皇太子活目尊に啓して曰さく、「己が子に小兒有りて、自然に言さく、

『玉菱鏡石。出雲人の祭る、真種の甘美鏡。押し羽振る、甘美御神、底宝御宝主。山河の水泳る御魂、静佳かる甘美御神、底宝御宝主。又、此には毛と云ふ』

とまをす。是、小兒の言に似らず。若し託言に有らむか」とまをす。是に皇太子、天皇に奏したまへば、勅して祭らしめたまふ。

(51.5) 『金銅觀音菩薩立像銘記』(出雲中興寺蔵)

壬辰年五月、出雲國若俣部臣徳太理、父母の爲に菩薩を作り奉る。はしむ。狐、於友郡の役丁の執れる葛の末を嚼ひ断ちて去ぬ。又、狗、死人の手臂を言屋社に嚼ひ置けり。又、此には伊澤耶と云ふ。天子の崩りまさむ兆なり。

(52) 『太神宮諸雜事記』天平神護二年七月丙子条

丙子、使を遣して、文六の仏像を伊勢大神の寺に造らしむ。



(53) 『太神宮諸雜事記』神護景雲元年十月三日条

同年十月三日、逢鹿瀬寺、永可爲太神宮寺之由、被下二宣旨一既畢。

(54) 『続日本紀』宝龜三年八月甲寅条

八月甲寅、難破内親王の第に幸したまふ。是の日、常に異なる風雨ありて、樹を抜き屋を免つ。これを卜ふるに、伊勢月読神、崇すとへり。是に毎年九月に、荒祭神に准へて馬を奉る。また、荒御玉命・伊佐奈伎命・伊佐奈弥命を官社に入る。また、度会郡の神宮寺を飯高郡度瀬の山房に徙す。

(55) 『続日本紀』宝龜十一年二月朔条

二月丙申の朔、神祇官言さく、「伊勢大神宮寺、先に崇有るが爲に、他しき処に遷し建てたり。而るに今、神郡に近くして、その崇未だ止まず。飯野郡を除く外の、便ある地に移し造らむこと」とまうす。

(56) 『臨時祭式』87熱田社読経条

87凡そ尾張国の熱田社は、毎年春秋の二節、節別に僧六十四口を屈して、金剛般若經一千卷を転読せしめよ。その布施・供養は、神封の物を以て充てよ。

(57) 『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』

桑名郡多度寺鎮三綱謹啓上

神宮寺伽藍縁起并資材帳  
以、去天平宝字七年歳自癸卯、十二月庚戌朔、廿日丙辰、神社以東有二井於道場一、満願禪師居住、敬造阿弥陀丈六一、于時在レ人、託神云、我多度神也、吾經久劫、作二重罪業一、受神道報、今冀永爲離神身一、欲捐二依三宝一、如レ是語、雖レ忍、數偏猶弥託云、於レ茲満願禪師、神坐山南辺伐掃、造二立小堂及神御像一、号称二多度大菩薩一、次当郡主帳外從七位下水取月足、銅鍾鑄造、并鐘臺儲奉レ施、次美濃国近土県主新鷹、三重塔奉レ起、次宝龜十一年十一月三日、朝廷使令二四人得度一、次大僧都賢環大徳、三重塔起造既畢、次天応元年十一月、始私度沙弥法教、引二導伊勢・美濃・尾張・志摩并四国道俗・知識等一、造二立法堂并僧房・太衆湯屋一、迄二于今日一、遠近修行者等、作二備供養行事並寺内資財一、願注如レ件、

(58) 出雲国風土記

(一) 総記 出雲の国風土記

出雲と号くる所以は、八束水臣津野の命、詔りたまひしく「八雲立」と詔りたまひき。故れ、八雲立つ出雲と云ふ。合せて、神社は、三百九十九所なり。

二百一十五所。神祇官に在らず。

九つの郡、郷は六十二、里は二百八十一。余戸は四、駅家は六、神戸は七、里は二十一なり。

(二) 意字の郡 合せて、郷は二十一、里は卅三。余戸は一、駅家は三、神戸は三、里は六なり。

意字と号くる所以は、国引き坐しし八束水臣津野の命、詔りたまひしく、

「今は国は引き記(つ)と詔りたまひて、意字の杜に、御杖衝き立てて、「意恵」と詔りたまひき。故れ、意字と云ふ。謂はゆる意字の社は、郡家の東北の辺、田の中なる懸、是なり。周り八歩許り、その上に以て茂れり。

母理の郷、郡家の東南卅九里一百九十歩なり。大の下造りましし大神大穴持の命、越の八口を平け賜ひて、還り坐す時に、長江山に坐して詔りたまひしく、「我が造り坐して命く国は、皇御孫の命平世と知らせと依せ奉らむ。但、八雲立つ出雲の国は、我が静まり坐す国と、青垣山廻らし賜ひて、珍玉置き賜ひて守らむ」と詔りたまひき。故れ、文理と云ふ。神龜三年、字を母理と改む。

安来の郷。すなはち、北の海に昆壳瑤あり。

飛鳥淨御原の宮に御宇しめしし天皇の御世、甲戌の年七月十三日、語臣猪麻呂の女子、件の埜に追逐びて邂逅に和尔

に遇ひ、賊はえて飯らざりき。その時、父猪麻呂、賊はえし女子を浜の上に斂め置き、大く苦憤を免し、(略) すなはち極み訴へて云ひしく、「天神千五百万、地祇千五百万、并せて当国に静まり坐す三百九十九の社、及海若等、大神の和魂は静まりて、荒魂は皆悉に猪麻呂の乞む所に依り給へ。」

舎人の郷、郡家の正東廿六里なり。志貴嶋の宮に御宇めしし天皇の御世、倉舎人の君等が祖、日置の臣志毗、大舎人供へ奉りき。すなはち是れ志毗の居める所なり。故れ、舎人と云ふ。すなはち正倉あり。

出雲の神戸。郡家の南西二里廿歩なり。伊弉奈積の麻奈子に坐す熊野加武呂の命と、五百津鉦々猶は取り取らして、天の下造らしし大穴持の命との二所の大神等に依さし奉る。故れ、神戸と云ふ。他し郡等の神戸も、且かくのごとし。

賀茂の神戸。郡家の東南卅四里なり。天の下造らしし大神の命の御子、阿遲須積高日子の命、葛城の賀茂の社に坐す。この神の神戸なり。故れ、鴨と云ふ。神龜三年、字を賀茂と改む。すなはち正倉あり。

忌部の神戸。郡家の正西廿二里二百六十歩なり。国の造、神吉詞奏しに、朝廷に参向ふ時に、御沐の忌里なり。故れ、忌部と云ふ。すなはち川の辺に出湯あり。出湯の在所、海陸を兼ねたり。仍りて、男も女も老いたるも少きも、或は道路に駱駝り、或は海中を洲に沿ひ、日に集ひ市を成し、續粉ひて燕染す。一たび濡けばすなはち形容端正しく、再び沐すればすなはち万の病悉に除ゆ。古より今に至るまで、験を得ずといふことなし。故れ、俗人、神の湯と曰ふ。

教吳寺。山国の郷の中にあり。郡家の正東廿五里一百廿歩なり。五層の塔を建立つ。簡在り。教吳僧が造れるなり。散位大初位下上服首押指の祖なり。

飛鳥淨御原の宮に御宇しめしし天皇の御世、甲戌の年七月十三日、語臣猪麻呂の女子、件の埜に追逐びて邂逅に和尔



i 新たに造れる院一所。山代の郷の中にあり。郡家の西北四里二百歩なり。厳堂を建立つ。僧なし。日置の君目烈が造れるなり。出雲の神戸の日置の君鹿麻呂の父なり。

j 新たに造れる院一所。山代の郷の中にあり。郡家の西北二里なり。教堂を建立つ。住僧一。飯石の郡の少領出雲の臣弟山が造れるなり。

k 新たに造れる院一所。山国の郷の中にあり。郡家の東南廿一里百廿歩なり。三層の塔を建立つ。山国の郷人、日置部の根緒が造れるなり。

l 熊野の大神 夜麻佐の社 売豆貴の社 賀豆比の社  
石坂の社 佐久佐の社 多加比の社 山代の社 調屋の社  
同じき社 以上の冊八所は、並びに神祇官に在り。  
宇由比の社 文布佐の社 毛弥の上つ社 那富乃夜の社

m 加和羅の社 笠柄の社 志多備の社 食師の社  
十九所は、並びに神祇官に在らず。

n 郡司 主帳 無位 海の臣  
少領 無位 出雲の臣  
主政 從七位上勳十等 出雲の臣  
外小初位上勳十等 林の臣  
外小初位上勳十等 出雲の臣

(60) (一)嶋根の郡 合せて、郷は八、里は廿四。余戸は一、駅家は一なり。

嶋根と号くる所以は、国引き坐し八束水臣津野の命の詔りたまひて、負せ給へる名なり。故れ、嶋根と云ふ。朝酌の郷。郡家の正南一十里六十四歩なり。熊野の大神の命詔りたまひて、朝御饌の勸養、夕御饌の勸養に、五つの饗の緒の処を定め給ひき。故れ、朝酌と云ふ。

布自伎弥の社 多気の社 久良弥の社  
法吉の社 生馬の社 美保の社 以上の二十四所、並びに神祇官に在り。

大井の社 阿羅波比の社 三保の社 多久の社 蛭蛸の社  
極見の社 以上の冊五所、並びに神祇官に在らず。

(61) 『新編日本古典文学全集5 風土記』小学館  
秋鹿の郡 合せて、郷は四、里は十二。神戸は一なり。  
神戸の里。出雲なり。名を説くこと意字の郡のごとし。

佐太の御子の社 比多の社 御井の社 垂水の社  
大井の社 宇智の社 以上の二十所は、並びに神祇官に在り。  
惠曇海辺の社 同じき海辺の社 奴多之の社 那牟の社  
毛之の社 草野の社 秋鹿の社 以上の十六所は、並びに神祇官に在らず。

(62) (一)楯縫の郡 合せて、郷は四、里は十二。余戸は一、神戸は一なり。

楯縫と号くる所以は、神魂の命詔りたまひしく、「五十足天の日栖の宮の縦横の御量、千尋の栲維持ちて、百八十結びに結び下げて、この天の御量持ちて、天の下造らしし大神の宮造り奉れ」と詔りたまひて、御子天御鳥の命を楯縫と為て天下し給ひき。その時、退り下り来坐して、大神の宮の御装の楯造り始め給ひし所、是なり。仍りて今に至るまで、楯縫造りて、皇神等に奉る。故れ、楯縫と云ふ。

郡家の正西六里一百六十歩なり。大領出雲の臣大田の造れるなり。

久多美の社 多久の社 佐加の社 乃利斯の社 御津の社  
水の社 宇美の社 許豆の社 同じき社 以上の九所は、並びに神祇官に在り。

(63) (一)出雲の郡 合せて、郷は八、里は廿三。神戸は一、里は二。

神戸の郷。里は一なり。  
出雲と号くる所以は、名を説くこと国のごとし。  
健部の郷。郡家の正東一十二里二百廿四歩なり。先に宇夜の里と号けし所以は、宇夜都弁の命、その山に天降り坐しき。すなはち彼の神の社、今に至りても猶ほ此処に坐す。故れ、宇夜の里と云ひき。その後、改めて健部と号くる所以は、健部の命の御名を忘れしとのりたまひて健部を定め給ひき。その時、神門の臣古祢を、健部と定め給ふ。すなはち健部の臣等、古より今に至るまで、猶ほ此処に居まひす。故れ、健部と云ふ。

(略) 出雲の郷。すなはち郡家に属く。名を説くこと国のごとし。

杵築の郷。郡家の西北廿八里六十歩なり。八束水臣津野の命の国引き給ひし後に、天の下造らしし大神の宮を奉へまつらむとして、諸の皇神等、宮処に参り集ひて杵築をたまひき。故れ、寸付と云ふ。神龜二年、字を杵築と改む。

新たに造れる院一所。河内の郷の中にあり。厳堂を建立つ。郡家の正南一十三里一百歩なり。旧の大領日置部の臣布弥の造れるなり。今の太領佐底磨の祖文なり。

杵築の大社 御魂の社 御向の社 出雲の社 御魂の社

(略)

来坂の社 伊弉の社 同じき社 同じき社 弥陀弥の社 泉の社 斐徒の社 韓銓の社 加佐伽の社 伊自美の社 波祢の社 立虫の社 已上の五十八所は、并に神祇官に在り。御前の社 同じき御崎の社 支豆支の社 阿受支の社

(略)

同じき社 百枝槐の社 已上の六十四所は、并に神祇官に在らず。

(略)

出雲の御崎山。郡家の西北廿七里三百六十歩なり。高さ三百六十丈、周り九十六里一百六十五歩なり。西の下に謂はゆる天の下造らし大神の社に坐す。

(略)

郡司 主帳 无位 若倭部の臣 大領 外正八位下 日置の臣 神門の郡。

(64)

(一) 神門の郡 合せて、郷は八、里は廿二。余戸は一、駅は二、神戸は一なり。

(略)

日置の郷。郡家の正東四里なり。志紀嶋の宮に御宇しし天皇の御世、日置の伴部等、遣はさえて来り宿停まりて、政為し所なり。故れ、日置と云ふ。

(略)

神戸の里。郡家の東南一十里なり。新たに造れる院一所。朝山の郷の中にあり。郡家の正東二里六十歩なり。厳堂を建立つ。神門の臣等の造れるなり。

新たに造れる院一所。古志の郷の中にあり。郡家の東南一里なり。刑部の臣等の造れるなり。厳堂を立てず。

美久我の社 阿須理の社 比布知の社 又、比布知の社 已上の廿五所は、并に神祇官に在り。

塩夜の社 火守の社 同じき塩治の社 久奈子の社 以上の十二所は、並に神祇官に在らず。

(略)

(八) 飯石の郡 合せて、郷は七里は二十九。なり。

(略)

須佐の郷。郡家の正西二十九里なり。神須佐能袁の命、詔りたまひしく、「この国は、小き国なれども国処なり。故れ、我が御名は、木石には着けじ」と詔りたまひて、すなはち己が命の御魂を鎮め置き給ひき。然してすなはち大須佐田・小須佐田を定め給ひき。故れ、須佐と云ふ。すなはち正倉あり。

(略)

須佐の社 河辺の社 御門屋の社 多倍の社 飯石の社 以上の五所は、並に神祇官に在り。狭長の社 飯石の社 田中の社 多加の社 毛利の社 志乃乃村の社 以上の十六所は、並に神祇官に在らず。

(略)

(九) 仁多の郡 合せて、郷は四里は十二。なり。

(略)

三次の郷。郡家の西南廿五里なり。大神大穴持の命の御子、阿遲須伎高日子の命、御須髪八握に生ふるまで、辱も夜も哭き坐して、み辭通はざりき。その時、御祖の命、御子を船に乗せて、八十嶋を率て巡りて宇良加志給へども、猶ほ哭くことを止めたまはざりき。大神夢に願ぎ給ひしく、「御子の哭く由を告らせ」と夢に願ぎ坐せば、すなはち夜夢に御子辭通ふと見坐しき。すなはち寤めて問ひ給へば、その時、「御沢」と申したまひき。その時、「何処をかな然云ふ」と問ひ給へば、すなはち御祖の御前を立ち去り出でまして、石川を度

(67)

り、坂の上に至り留まりて、「是処ぞ」と申したまひき。その時、その沢の水活れ出でて、御身沐浴き坐しき。故れ、国の造神吉事奏しに、朝廷に参向かふ時に、その水活れ出でて用み初むるなり。此に依りて、今も産む婦、彼の村の稻を食はず。若し食へば、生める子に云はざるなり。故れ、三沢と云ふ。すなはち正倉あり。(略)

(略)

(二) 大原の郡 合せて、郷は八里は廿四。なり。

(略)

新たに造れる院一所。斐伊の郷の中に在り。郡家の正南一里なり。厳堂を建立つ。僧五願あり。大領藤部の臣虫磨の造れるなり。

新たに造れる院一所。屋裏の郷の中に在り。郡家の正北一十一里一百廿歩なり。層の塔を建立つ。僧一願あり。前の少領額田部の臣押嶋の造れるなり。今の少領伊自美の従父兄なり。

新たに造れる院一所。斐伊の郷の中に在り。郡家の東北一里なり。厳堂を建立つ。尼一願あり。斐伊の郷の人、極の印文知磨の造れるなり。

矢口の社 宇乃運の社 文須支の社 布須の社 御代の社

(略)

世裡陀の社 得塩の社 加多の社 以上の十三所は、并に神祇官に在り。赤泰の社 等々呂吉の社 矢代の社 比和の社 日原の社

(略)

屋代の社 以上の十六所は、並に神祇官に在らず。(略) 卷末記

(略)

天平五年二月卅日、勘へ造る。秋鹿の郡の人、神宅の臣金太理

國の造にして意字の郡の人領を帯びたる外正六位上勳十二等 出雲の臣広嶋



# 伊勢神郡・神宮と齋宮の成立

三重県齋宮歴史博物館 川部浩司

## 1. 神郡・神宮・齋宮をめぐる

伊勢神宮とは何か、伊勢齋宮（伊勢齋王）とは何かを考えてみたい。『日本書紀』・『皇太神宮儀式帳』などの文献史料に基づいた律令国家形成期とその前後の歴史的事象について取り上げつつ、本報告では伊勢神郡・伊勢神宮・伊勢齋宮の成立を検討する。そして仏教受容以前となる7～8世紀の南伊勢地域の様相を探っていききたい。

「神郡」は律令制下における特定の神社の所領や神域として定められた郡で、『令集解』によると養老7年(723)には、出雲国意宇郡（熊野坐神社・杵築大社）、伊勢国度会郡・多気郡（伊勢神宮）など、古代日本に8郡が置かれている。「神宮」（特に皇大神宮（内宮））は皇祖神としての天照大神を祀る社として広く周知されているので、やや馴染みの薄い「齋宮」についてまずは整理しておく。

齋宮（さいくう・いつきのみや）は、①齋王（さいおう・いつきのひめみこ）とする「天皇の代替わりごとに未婚の皇族女子から「卜定」により選ばれ、その天皇一代の間に天皇に代わって伊勢神宮に奉仕する内親王や女王」の人物と、②「伊勢神宮への奉齋を務める齋王が住む宮殿」および「齋王を支える官衙や組織（官人達の役所：齋宮司／齋宮寮）」といった建物などの施設や行政組織としての機関を指す2つの場合がある。ここでは①人物を「齋王」、②機関を「齋宮」と分けておく。

①の確実視される最初の人物は、天武2年(673)の天武天皇の娘の再来皇女であり、最後となる元弘3年(1333)の後醍醐天皇の娘の祥子内親王まで60人余りの齋王が選ばれている。すなわち飛鳥時代から南北朝時代まで約660年間にわたって齋王制度が維持される特徴がある。なお、齋王の宮としての「齋宮」の名称が最初に現れる文献史料は、8世紀末の編纂の『続日本紀』にある文武2年(698)年9月10日条「当者皇女を伊勢齋宮に侍らせる」であり、藤原宮跡（持統8～和銅3年(694～710)）の「伊都支宮（いつきのみや）奴婢」出土木簡は、最古の和訓となる。『続日本紀』大宝元年(701)8月4日条「齋宮司を寮に準ず」の記事から、遅くとも文武朝には「齋宮」という名称が使われており、「伊勢神宮に仕える齋王の宮殿」の意味として用いられていたことがわかる。

②は古代～中世にかけて唯一無二の律令国家の機関として、伊勢神宮を中心とした神祇祭祀にかかる拠点施設であり、平安時代には方格街区による都市的な相貌を備えるなど、齋王を支える国家機関として展開する特徴がある。こうした機関は、三重県多気郡明和町に所在する国史跡齋宮跡として、東西約2km、南北約700m、面積約137ヘクタールの範囲が比定されている。

## 2. 孝徳朝の伊勢神郡・屯倉の設置と律令国家の再編成

古代伊勢でも南部を舞台とする地域には神郡・神宮・齋宮が置かれ、神領としての郡の財源により所管神社となる伊勢神宮の修理や祭祀の費用が充てられた。こうした神郡成立期は、以下の文献史料などから7世紀中葉の孝徳朝とみられている。

『皇太神宮儀式帳』の神郡度會・多気・飯野三箇郡を初むる本記行事には、孝徳天皇の立評時に度会の山田原と（多気郡の）竹村に屯倉の設置と督領・助督の任命、神宮の行政雑務を行う組織「大神宮司」の編成にかかる記述がある。また、『神宮雑例集』では大化5年(649)に度会郡・多気郡の建郡が記されている。これらは7世紀中葉の孝徳朝における神郡成立期の内容であり、白雉3年(652)には難波長柄豊碕宮（前期難波宮）が完成する。そして7世紀後半の天武朝における多気郡に齋宮が設置され、7世紀末の文武朝における度会郡への神宮の遷祀に続いていくと考えられる。

出雲国意宇郡の出雲国造氏や筑前国宗像郡の胸形氏のように奉齋氏族が神郡郡司を兼ねる一方、伊勢神郡は奉齋氏族の度会氏や荒木田氏が郡司でなく、王権に関係する新家氏と麻績氏が行っている。つまり神郡支配を行う評（郡）の官人と神宮祭祀を行う禰宜層は分離している。特に麻績氏は服部氏とともに内宮祭祀に使用する布帛製作に従事した祭祀系氏族であり、神宮祭祀の根幹をなす神衣祭の奉獻は多気郡に基盤をもつ麻績氏・服部氏が関わっている。王権による両氏族への委託祭祀が介在し



たとする指摘もあり（穂積 2013）、王権による神郡・神宮への統治が強まったと考えられる。孝徳朝から続く王権による統治支配は、神宮と斎宮・斎王の再整備を加えることで、天武朝により一層の強化が進められることになった。持統朝がその施策を引き継いだうゑ文武朝で完成をみせるのである。

こうした一連の施策は、7世紀の東アジア情勢の変化に連動している。中国大陸では隋の滅亡後の618年に唐が建国して、朝鮮半島の高句麗・百済を滅ぼし、新羅を唐の影響下に置いたのである。一方の倭国（日本）は唐の律令制度を取り入れて国家体制の整備を進め、国内外への律令天皇制の強化と社会情勢の変化に対峙できる国家の再編成を行った。孝徳朝から持統朝の諸政策は、天皇の権力と権威の発現と強化の一環として進められ、祭祀の再編成が行われたと考えられる。伊勢神郡・神宮・斎宮の成立はまさにこうした情勢下に基づいている。

大和国の東に位置する伊賀国や伊勢国では、7世紀後半から寺院建立が認められる一方、伊勢国のうち伊勢神郡には8世紀後半の逢鹿瀬廃寺の建立まで初期寺院がなく、他郡と比べて寺院建立といった仏教文化の受容が遅れる特徴がある。伊勢神宮では『皇太神宮儀式帳』に仏教用語を排除した「忌詞」が記載されるように、のちに続く伊勢神郡での仏教禁忌は7世紀から創発されたとみられ、祭祀の再編成の一環に組み込まれていたのだろう。

### 3. 伊勢神宮の成立

『日本書紀』によると、崇神6年にアマテラスはトヨスキイリヒメ（豊鋤入姫命）に託して天皇大殿から倭笠縫邑へ移動し、垂仁25年にはアマテラスをヤマトヒメ（倭姫命）に託けて近江・美濃を経て伊勢へ遷移する。そして齋宮（いわいのみや）を五十鈴川の上に建てて磯宮と呼んだとある。この伊勢神宮成立伝承は現在の神宮司庁のオフィシャルな見解ともなるが、伊勢神宮創祀をめぐる研究は今なお議論が続いており、皇大神宮（内宮）はいつどのような経緯や背景をもとに五十鈴川のほとりに鎮座したのか、なぜ伊勢なのかといった研究史は枚挙に暇がない状況にある。『日本書紀』をはじめとする文献史料には、「天照大神（アマテラス）」「大日靈貴（オオヒルメノムチ）」「高御産巢日神（タカミムスヒ）」「日神」「伊勢大神」「天照大神宮」「多氣大神宮」「伊勢神宮」など多岐にわたる。

そもそも伊勢神宮は国家神以上に皇祖神として天皇と不可分な関係にあり、天皇の正統性を担保するための神社となる。私幣禁断なのはこのためであろう。天武元年（672）6月26日には、壬申の乱において、大海人皇子（天武天皇）は伊勢国朝明郡の迹太川の辺で天照大神を望拝したとあり、この時の戦勝祈願により神威を得て勝利したことで、娘の大来皇女を斎王として伊勢へ派遣したといわれてきた。それよりも6世紀代のこれまでの皇女を侍らした「伊勢大神祠」・「伊勢大神宮」に祀られる伊勢大神は、大来皇女によって天照大神に再構築するため派遣されたと考えられる。7世紀中葉の孝徳朝から進められてきた伊勢神宮改革を天武天皇が継承した最初の大事業であり、持統天皇の行幸を経て「神宮」が立案されることに繋がる。最終的な完成は、大宝律令制定直前の『続日本紀』にある文武2年（698）12月条の「多氣大神宮」の度会への遷移である。多氣大神宮は大来皇女が入った「天照大神宮」の後に続く大神宮であり、『皇太神宮儀式帳』にある文武2年10月に伊勢斎宮に侍る当者皇女はこれに仕えた可能性が考えられる。

天武朝の天照大神祭祀と持統朝の伊勢神宮整備計画の末に文武朝で一連の整備が完成したのである。このように伊勢神宮の成立要件は、倭王権（大王家）の関与となる。何をもって伊勢神宮と斎宮の成立とするのかは、アマテラスを祀る伊勢神宮を真の皇祖神に格付けされ、天皇に代わって皇女が神宮に奉斎する制度化によって斎宮が発足される段階といえるだろう。斎宮は斎王の居所や儀礼空間であり、斎王制度が確立した後も「斎宮」という場がおよそ固定される端緒となるのが天武朝以降である。

### 4. 斎王の「再生」と斎宮の成立

『日本書紀』の崇神紀・垂仁紀・景行紀には、天皇の娘である豊鋤入姫命・倭姫命・五百野皇女によって天照大神を祖先神として拝まされており、「伊勢大神」「日神」に仕えた5・6世紀の皇女との親和性がある。まずは『日本書紀』の伊勢大神に仕えた皇女にかかる関連記事、『皇太神宮儀式帳』などに

載る齋王に関する記事をみておきたい。

- 雄略元年(457)3月条 稚足姫皇女が伊勢大神の祠に侍る  
廬城部連武彦とのスキャンダルで身を隠したのちに自殺
- 継体元年(507)3月14日条 荳角皇女が伊勢大神の祠に侍る
- 欽明2年(541)3月条 磐隈皇女が伊勢大神に侍り祀る  
のちに皇子茨城に奸されて任を解かれる
- 敏達7年(578)3月5日条 菟道皇女を伊勢の祠に侍らす  
池辺皇子に奸されて任を解かれる
- 用明即位前紀(585以前) 酢香手姫皇女を伊勢神宮に拝して、日神の祀に奉らせる
- 天武2年(673)4月14日条 大来皇女を天照大神宮に遣侍するとし、泊瀬の齋宮に居らす  
泊瀬齋宮は神に近づくために身を潔める(潔齋)ところ
- 天武3年(674)10月9日条 大来皇女、泊瀬の齋宮より伊勢神宮(天照大神宮)に向う  
(天武4年(675)十市皇女と阿閑皇女が伊勢神宮に参る)
- 持統天皇称制前紀(朱鳥元年(686))11月16日条 伊勢神祠に奉れる皇女大来、京へ還る  
(朱鳥元年(686)多紀皇女・山背姫王・石川夫人が伊勢神宮に参る)
- 文武2年(698)9月10日条 当者皇女を伊勢齋宮に侍らす
- 大宝元年(701)2月16日条 泉内親王を伊勢齋宮に侍らす
- 慶雲3年(706)閏正月28日条 泉内親王が伊勢大神宮へ参る
- 慶雲3年(706)8月29日条 田形内親王を伊勢大神宮に遣わす

こうした記事を見ると、大化前代の「伊勢大神」「日神」、天武天皇の「天照大神宮」、文武天皇以降の「伊勢大神宮」には懸隔が認められる。大化前代の記事から、南伊勢地域の太陽神信仰「伊勢大神」「日神」が存在し、日神を祀る日奉部の祭祀に皇女が参加していたことになる。重要とみられるのは、大来皇女が仕えたのは「天照大神宮」であり、ここに天照大神を強調する必要があったといえる。つまり、「伊勢大神」「日神」は「アマテラス」へ一元化し、「伊勢大神宮」が成立したという図式が描ける。

伊勢神宮の原型となる日神信仰への皇女の定例的な派遣は、天皇の正統性を体現する伊勢神宮祭祀に繋がっていく。7世紀中葉の孝徳朝からの諸政策をふまえた天武朝による天照大神の祖先神化により、酢香手姫皇女で中断していた「齋王」を大来皇女によって「再生」させ、神の血統による天皇の正統性という祖先祭祀による王統の確認と維持が行われたのであろう(榎村2019)。齋王は古代の天皇を尊厳化するイデオロギー装置として、王権のシンボルに昇華したといえる。存在が確実視される大来皇女から祥子内親王まで約660年間に60人余りの齋王が選ばれたが、最後は齋王制度の形骸化の一方で、最後まで王権がこだわり続けた齋王の意義と役割とはこうした点にある。

文武天皇は即位当初から当者皇女を齋宮に侍らせ、齋王の宮殿としての「齋宮」の語の初出となる。そして、齋王の本格的な制度化は、大来皇女に続く天皇の娘の齋王就任、つまり聖武朝の井上内親王に始まるものとみられる。齋宮寮の拡充と官位相当の決定や経済的な自立という国家機関としての体制が整えられるに至ったのである。皇位継承の正統性を聖武・孝謙・元正・淳仁の天皇は齋王を置いて示したが、称徳天皇は置かなかった。これは伊勢神宮の神宮寺を重視する立場にあり、伊勢神宮祭祀の代々の継承から一転、神仏一体化による新たな祭祀の創始となった。ここに仏教による齋王の間断が生じることになる。

称徳天皇の急逝により即位した光仁天皇は、聖武天皇の娘で齋王であった井上内親王を母とする酒人内親王を齋王として、齋王制度を復活させる。桓武朝には長岡京に準じた集積型区画設計による方格街区の施工、『皇太神宮儀式帳』・『止由気宮儀式帳』の整備、『弘仁式』・『貞観式』の編纂などにより、齋宮の都市的な空間整備、伊勢神宮祭祀の様相、律令の施行細則の奏進・施行が進められたように変革を迎えるのである。そこには称徳が進めた仏教に関する施策は欠落し、仏教関係の忌詞が定められたように仏教禁忌が敷衍する。伊勢神宮や齋宮をめぐる仏教との分離(称徳朝で一時は接近)は極めて政治的な主導であったことを物語っているだろう。

## 5. 宮殿モデルによる伊勢神宮・齋宮の空間整備

齋宮が多気郡に設置された理由は、「場所性」がポイントで4つの項目が挙げられる。①安定した土地としての段丘上の立地。②河川や海岸に近接した場所。③水陸交通の要衝。④王権による土地開発である。①は、齋宮（伊勢神宮祭祀のための恒常的な潔斎施設）を設置する好適地として台地が選地された。齋宮より西方の祓川（多気川）左岸域と伊勢神宮が鎮座する宮川右岸域は、網状流路が卓越した沖積低地として洪水等が生じる土地は回避される。②は定期的な神宮祭祀にむけて禊をすることが定められており、適切な河川が必要である。③は王権による東国経営の基点の地となる。東国進出の玄関口は、櫛田川／祓川河口周辺の的潟に比定される場合が多く、齋宮が設置される場所にも比較的近い。④は神郡として屯倉が設置された場所であり、神宮や倭王権にとって重要視した地域といえる。王権の地からみて東方の伊勢は、日の出の方角にあつて太陽神と照応する地域とみなされたと推測されるのである。

『皇太神宮儀式帳』では、齋王は神宮の内玉垣南御門前で拝礼するとある。伊勢神宮の構造は玉串御門を境に内廷（正殿周辺）・外廷（前庭）に二分される。こうした社構造は飛鳥宮の宮殿構造にも似るが、最も親縁性があるのは孝徳朝の難波長柄豊碕宮である（笹生 2015）。天皇の宮殿と皇祖神を象徴する宝鏡（アマテラス）を祀る社の建物配置と機能を空間構造として、重ね合わせる企図があったとされる。内裏は二の玉垣、朝堂院は三の玉垣の第三重に連なるといふ。この説を前提にすると、『続日本紀』文武2年「多気大神宮を度会郡に遷す」にあるように、宝鏡を区画・遮蔽して祀る「神籬」から宮殿プランを導入した「神宮」へと整備される変遷には、王権の意図が介在したといえるだろう。

一方、7世紀後半の齋宮中枢域の構造と変遷が明らかとなり、中心建物の正殿と外周建物は口字型建物配置をとり掘立柱塀で囲む構造を基本とした齋王宮殿（儀礼空間を兼ねる）と想定できる。Ⅰ期（7世紀後半）からⅡ期（7世紀末～8世紀初め）には宮殿域を拡張・改変して遮蔽と荘厳を強化するが、重要施設の正殿と東第一堂は位置を固定する。特に東第一堂・東第二堂には目隠塀を設けるなど、皇大神宮の齋内親王侍殿の蕃垣との調和性を彷彿とさせる。皇大神宮と齋宮の共通項はこれだけではなく、二の玉垣と齋王宮殿の規模は符合し、難波長柄豊碕宮の内裏規模の2分の1となる特徴がある。3者は不可分な関係にあるといえ、難波長柄豊碕宮の内裏＋朝堂院と倉をモデルとした皇大神宮（内宮）、初期の内裏をモデルとした齋宮中枢域という共通した意図のもと、一連の空間整備が行われたと考えられる。

7世紀後半の齋王宮殿（斜方位区画）は8世紀代の宮殿（正方位区画）に続き、8世紀末以降の宮殿「内院」へと規模・構造・機能が引き継がれる。「内院」と西加座南区画「神殿」には目隠塀付建物が建てられており、齋王を象徴する施設とその空間構成は9世紀においても継承されたのである。

### 〔参考文献〕

- 榎村寛之 2009 『伊勢齋宮の歴史と文化』 塙書房  
榎村寛之 2019 「伊勢と齋王」『古代王権の史実と虚構』（古代文学と隣接諸学3）竹林舎  
岡田荘司 2022 『古代天皇と神祇の祭祀体系』 吉川弘文館  
岡田精司 1970 『古代王権の祭祀と神話』 塙書房  
岡田精司 1992 『古代祭祀の史的研究』 塙書房  
笹生 衛 2012 『日本古代の祭祀考古学』 吉川弘文館  
笹生 衛 2015 「神の籬と神の宮-考古学からみた古代の神籬の実態-」『神道宗教』第238号 神道宗教学会  
笹生 衛 2018 「神祇祭祀の起源と史的背景-祭祀考古学の視点から-」『古代の信仰・祭祀』（古代文学と隣接諸学7）竹林舎  
直木孝次郎 2009 『伊勢神宮と古代の神々』（直木孝次郎 古代を語る4）吉川弘文館  
西宮秀紀 2019 『伊勢神宮と齋宮』 岩波書店  
穂積裕昌 2013 『伊勢神宮の考古学』 雄山閣  
穂積裕昌 2018 「伊勢地方の祭祀・信仰-祭祀考古学からみた古代祭祀-」『古代の信仰・祭祀』（古代文学と隣接諸学7）竹林舎  
松尾充晶 2018 「出雲の古代祭祀と神・社」『古代の信仰・祭祀』（古代文学と隣接諸学7）竹林舎





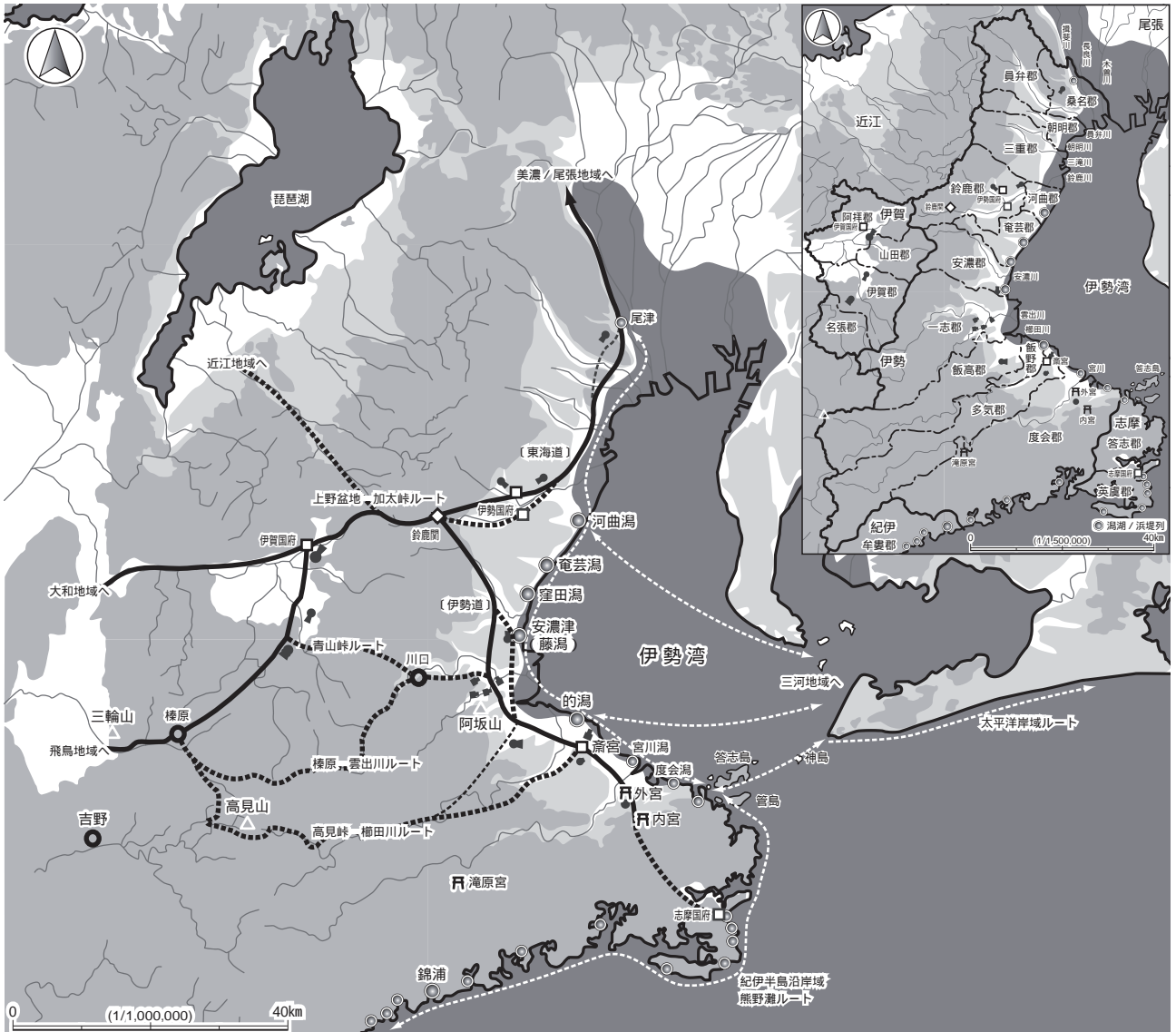


図1 伊勢国の郡域と6～8世紀の主要交通経路

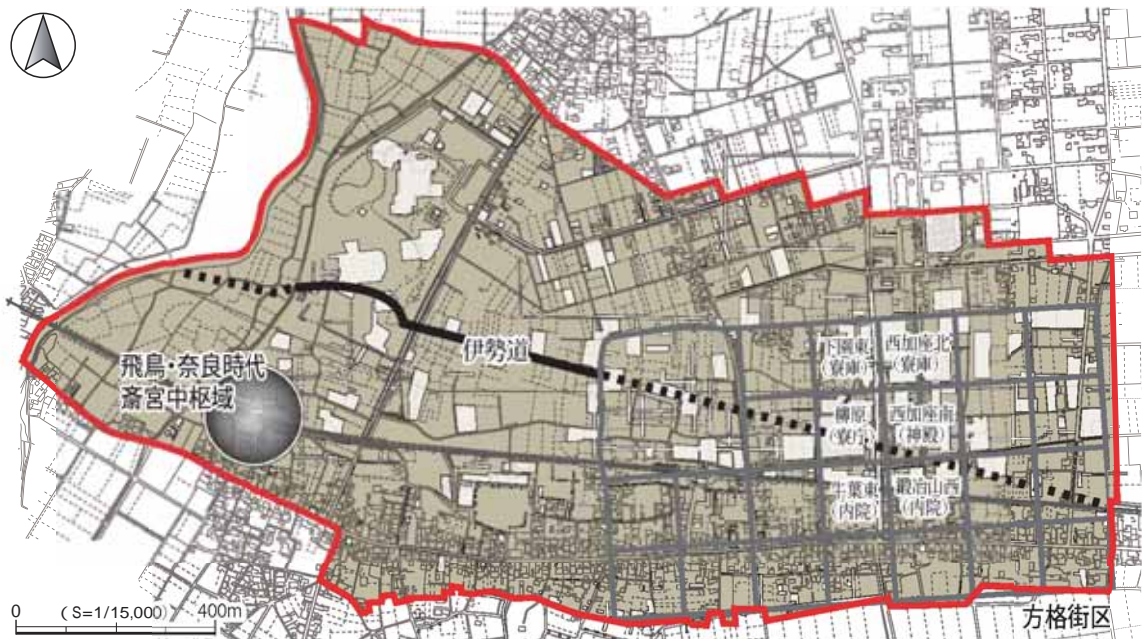


図2 史跡齋宮跡（飛鳥・奈良時代の齋宮中枢域と平安時代の方格街区）



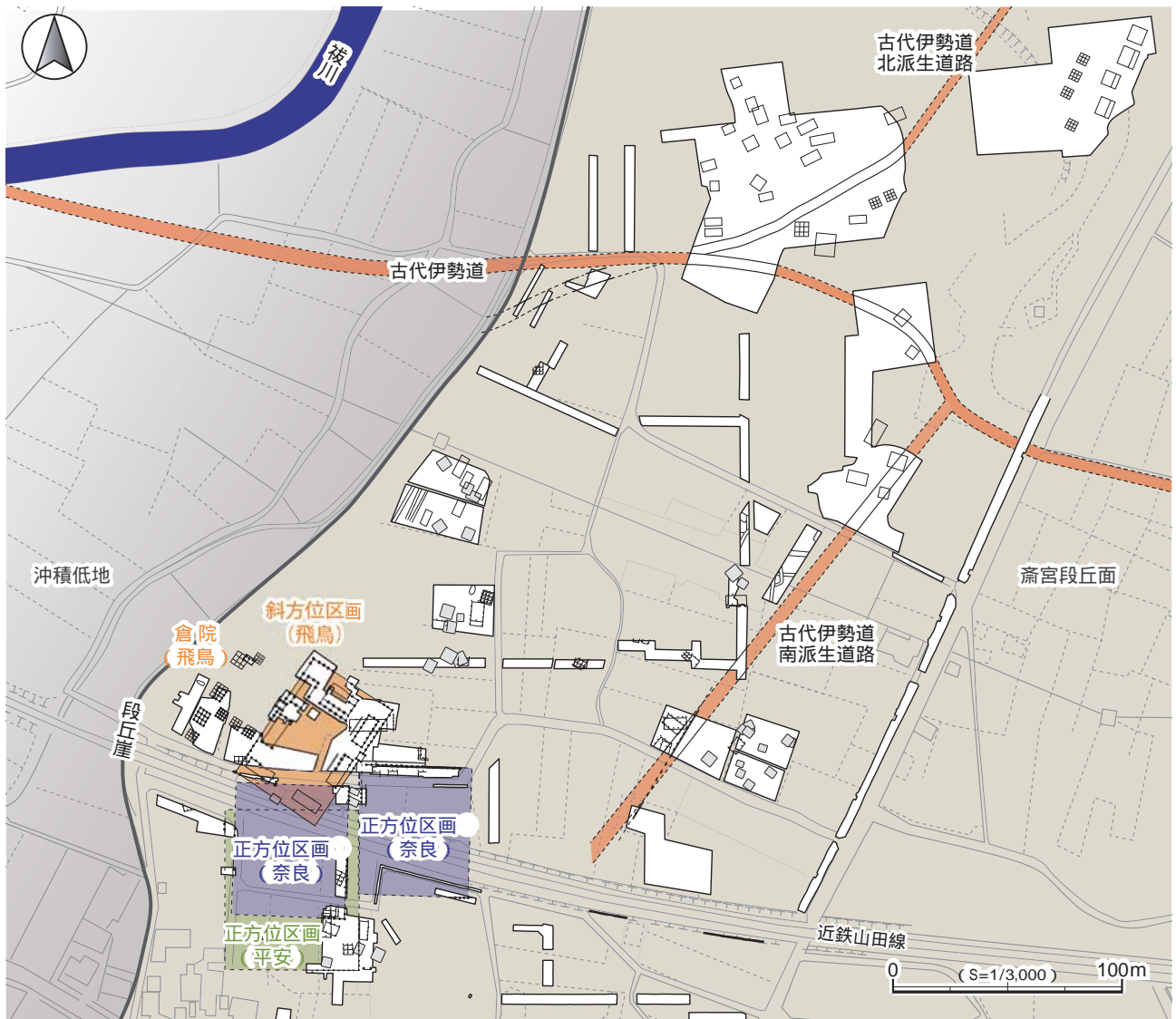


図3 飛鳥・奈良時代の齋宮中枢域とその周辺



図4 飛鳥時代の齋宮中枢域(斜方位区画と倉院)



図5 奈良時代の齋宮中枢域（正方位区画）

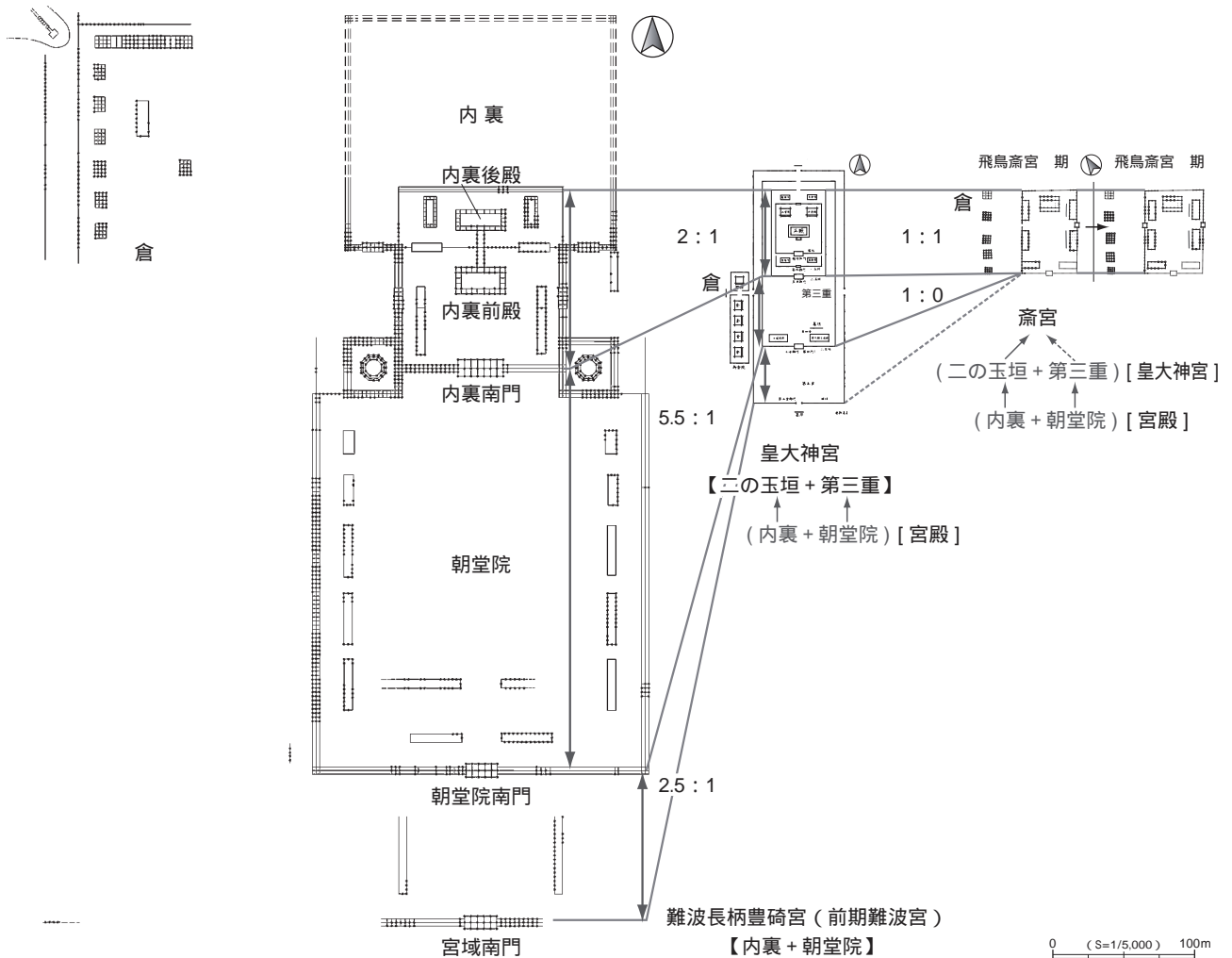
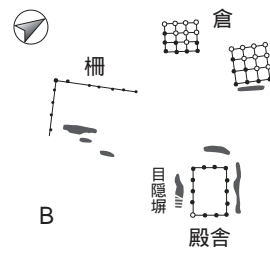
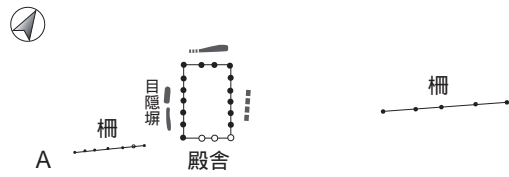


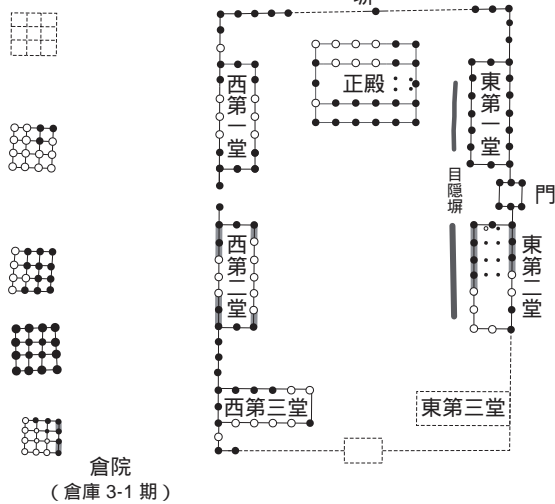
図6 難波長柄豊碕宮をモデルとした皇大神宮・齋宮



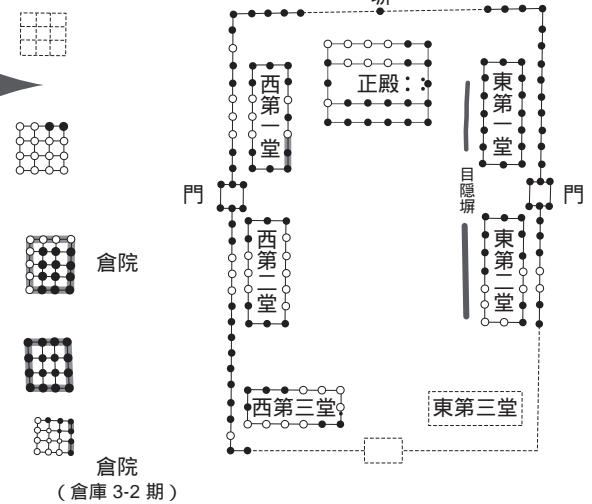
コドノ遺跡（6世紀末）



飛鳥齋宮 期  
(7世紀後半～)



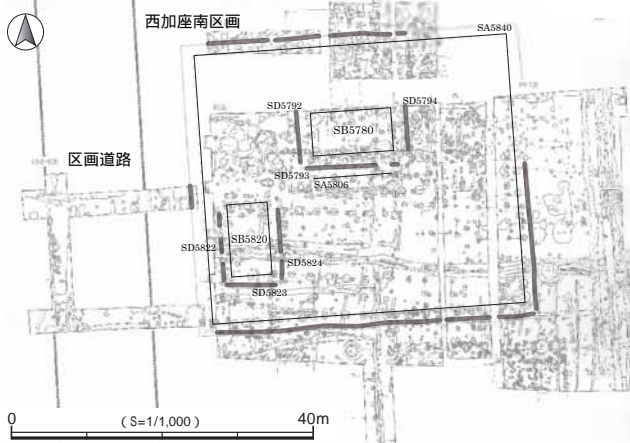
飛鳥齋宮 期  
(7世紀末～8世紀初め)



齋宮方格街区  
内院（鍛冶山西区画）  
(8世紀末)



神殿（西加座南区画）  
(8世紀末～9世紀初め)



【参考】伊勢神宮

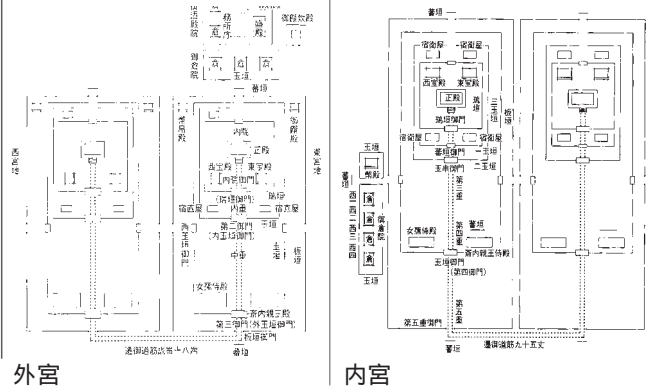


図7 コドノ遺跡と齋宮跡にみられる6～9世紀の目隠堀付建物

# 仏教の浸透からみた古代伊勢の宗教世界

齋宮歴史博物館 大川勝宏

## 1. はじめに

伊勢神宮は、宗教的に仏教とは対極的な位置にあったと考えられがちだが、国内の他の神社と同様、神仏習合思想の影響は受けてきた。とはいえ、皇祖神を祀り古代には私幣禁断とされてきた伊勢神宮では、他の地域と異なった仏教の受容・融合の過程を経ている。

古代の律令制のもと、伊勢神宮の領地とされ、その税はすべて神宮が収納した郡を「神郡」といい、そのうち神宮に近い三重県の伊勢平野南部に位置する**度会郡・多気郡・飯野郡**を「**神三郡**」という。本稿では、飛鳥時代には設置され、大神宮が所在する度会郡と、その西側に位置し、その西端に齋宮が置かれた多気郡を中心に古代における仏教浸透の状況を整理し、伊勢神郡における仏教浸透の多面性を確認するとともに、さらにそれが神祇信仰に与えた影響を考えてみたい。

## 2. 伊勢神郡域の仏教施設の成立と退転

伊勢平野北・中部の郡と異なり、多気郡・度会郡・飯野郡には飛鳥・白鳳期から奈良時代半ばまでは寺院は設置されていない。そうした中で、奈良時代後期に次のような史料が現れる。

- ・天平神護二(766)年 丈六仏像を伊勢太神宮寺に造らせる(続日本紀)
- ・神護景雲元(767)年 逢鹿瀬寺を永く太神宮寺とする。(大神宮諸雑事記)

これは、古代において国家から特別な地位を与えられた伊勢神宮にも、神仏習合の流れを受けて附属寺院である神宮寺が設置されたことを示し、多気郡と度会郡の堺にある**逢鹿瀬廢寺**がその遺跡と考えられている。逢鹿瀬廢寺は、伊勢神宮内宮の西約15kmの、宮川左岸段丘上にあり、太神宮寺号を付与される以前からすでに存在していた可能性はある。発掘は行われておらず伽藍配置や構造は不明だが、これまで奈良時代後期の多数の軒丸・軒平瓦が採集されている。

多気郡の齋宮においても、奈良後期の称徳天皇の時代には、齋王が派遣された記録が無いだけでなく、逢鹿瀬廢寺や、神郡外の飯高郡の丹生寺廢寺と同范・同型の軒瓦が見つまっている。また仏器である鉄鉢形須恵器・土師器が小型竪穴建物や土坑・溝から出土し、齋王が置かれなかっただけでなく、伊勢太神宮寺と連動して仏殿が置かれ、その周囲に優婆塞や優婆夷のような人々がいたとみられる。

称徳朝は、僧道鏡が実権を持つ中、王権の源を仏教的な徳に求め、大嘗祭ですら僧侶が関与した時代であり、伊勢神宮・齋宮でもこうした中央の動静にダイレクトに反応していたと言えるだろう。しかし、称徳が崩御し道鏡が失脚すると強い反動が起きる。

- ・宝亀三(772)年 伊勢月讀神の祟りにより、伊勢神宮寺を度瀬山房に移す。(続日本紀)
- ・宝亀五(774)年 多気・度会郡堺の仏地を祓い清めて神地とする。(平安遺文)
- ・宝亀六(775)年 伊勢神民を逢鹿瀬寺の僧が打凌ぐ。(大神宮諸雑事記)
- ・宝亀七(776)年 前年の咎により、神宮寺を停止し、飯野郡に移す。(大神宮諸雑事記)
- ・宝亀十一(780)年 祟りにより、伊勢太神宮寺を、飯野郡以外の便地に移すのを許す。(続日本紀)

このように神の祟りや神郡内での衝突を理由に逢鹿瀬寺は神宮寺号を停止され、神宮寺そのものも徐々に神郡から排除され、歴史から消えていった。さらに、宝亀年間頃には神祇氏族である大中臣清麻呂が右大臣として太政官の首班にあったこともあり、光仁～桓武朝にかけて伊勢においては神祇信仰があらためて優位に置かれ、神仏分離が進められるようになる。延暦二十三(804)年に伊勢神宮の規模や祭祀・遷宮について記した『止由気宮儀式帳』『皇太神宮儀式帳』が編纂され、当時の神宮の実態が朝廷に報告されるが、この中で「寺」や「僧」を「阿良々木」「髪長」などと仏教的な言葉を言い換える「忌詞」が示され、神宮において仏教が禁忌された状況がうかがえる。弘仁七(816)年には大神宮司の大中臣清持が禁忌を守らず仏事を行ったため、大祓を課されたうえで解任されるという事件が起こる(日本後紀)。齋宮においても仏教が禁忌とされたことは、10世紀に編纂された『延喜齋宮式』に



神宮同様、仏教に関する「忌詞」が定められていることからわかる。8世紀末から少なくとも9世紀前半には、伊勢神郡内でも多気・度会郡では、宝亀五年の「仏地を祓い清めて神地とする」といった、仏教を排し神祇信仰を優先する状況が進行していたようである。

### 3. 多気郡における9世紀の仏教再浸透

宝亀年間の神宮寺や仏地の排除により、齋宮だけでなく多気郡全体でも8世紀末から9世紀前半には寺院などの仏教的な痕跡は見いだせなくなる。その一方で、多気郡の櫛田川（磯部川）中流域に9世紀はじめには東寺領荘園として荘園研究では有名な大国・川合荘が成立している。地域の実態として寺領が成立しているのである。

この時代の多気郡で特筆すべきなのは、仁和元(885)年に在地氏族の飯高諸氏が、多気郡西部の標高約280mの城山の鞍部に**近長谷寺**を建立したことである。その財産目録である、天曆七(953)年の奥書を持つ『近長谷寺資材帳』(以下『資材帳』という)によると、山上に檜皮葺・三面廂で高欄を持つ堂があり、一丈八尺(約5.5m)の**金色の十一面観音像**を本尊としていた(現在の長谷寺式の本尊は平安時代後期の作とされ、像高約6.6m)。この堂は「光明寺」という法名を持っていたことも記載されている。この他、鐘楼・僧房・政所屋など計7棟の建物があつたとされる。

さらに『資材帳』によると、近長谷寺は飯高諸氏を本願施主として、内外近親等にも勧めて氏寺として建立されたものだが、神三郡内の様々な氏族からの土地や法具の寄進を受けており、伊勢氏や磯部氏といった在地氏族の他、中臣氏・大中臣氏・荒木田氏・神部氏といった神宮祇官に連なる氏族を含んでいる。朱雀朝の齋王であった徽子女王が天慶八(945)年に齋宮を退下したあと、母の供養として白玉を施入したという記事も当時の仏教や寺院への意識を垣間見る上で重要だろう。こうした寺院への施入は「除病延命」といった現世利益的な目的から「正月悔過」「二月悔過」といった法会を契機としていたという指摘がある。『資材帳』巻末に現れる座主の泰俊(飯高諸氏の孫)は東大寺僧、別当の聖増は延暦寺僧であり、近長谷寺の法会の施行にはこれら大寺院の関与も想定されている。本尊の規模や多くの氏族を結集した造寺・寄進活動からみて、地域の有力者である飯高氏の氏寺というだけでなく、多気郡の櫛田川中流域の仏教浸透の上で象徴的な存在だったとみることができる。

『資材帳』には、近長谷寺に施入された土地の周囲に中臣寺、穴師子寺、山田寺、福田寺、相可林寺、磯部寺、丹生寺、長谷寺、宮守寺、入江寺、法楽寺、清水寺、疋田寺、富岑寺、佐奈山寺、泉寺といった郷名や地元氏族名を冠する寺院・堂がみられ、10世紀半ばには集落規模を単位とする多数の小規模寺院・堂が出現している。これらは現在まで存続するものではなく、考古学的な調査でも明らかではない。おそらく瓦や礎石を用いない小規模なものだったのだろう。これら小規模寺院・堂と近長谷寺との先後関係は断定できないが、あるいは近長谷寺の建立が大きな契機となって多気郡内の仏教浸透を加速したのではないだろうか。

多気町河田の**カウジデン遺跡**や**東裏遺跡**では、口縁部や内面に油煙や油染みが付着した、9世紀後半の土師器杯類・灰釉陶器碗が多量に出土しており、「中万」「中臣」の墨書がみられる。カウジデン遺跡では平安時代に属する7間×6間の大型四面廂の掘立柱建物がみつかっており、先に見た小規模寺院・堂の一つである可能性がある。その一方で「中臣」墨書は神祇氏族との関連を伺わせるし、幅15mの水路から土馬や齋串が出土している事は注目できる。またカウジデン遺跡とは櫛田川を挟んで対岸の飯野郡に入る松阪市中万の**大川上遺跡**でも、油煙が付着した同時期の土師器杯に「神宮寺」「観世音」の墨書がみられる。『日本三代実録』では貞観八(866)年の五月に疾病が流行し、神宮三節祭での齋王の奉参も中止する事態となり、多気・度会郡では飢饉が発生し賑給が実施されている。油煙が付着した多量の土器類は燃灯供養の痕跡とも考えられる。承和14(847)年には、櫛田川で下流域の流路を大きく西に替えるほどの洪水もあり、家屋田畠や人命にも被害を及ぼすこうした災害も信仰の促進につながっただろう。このカウジデン遺跡の南の丘陵裾(多気町池上)に想定される**成願寺**も、貞観5(863)年民部省勘文案に現れる。成願寺は大国・川合荘の東寺領をめぐって11世紀には激しい相論を繰り返している。

多気郡と度会郡との郡界に近い丘陵内の**長谷町遺跡**では、黒笹 90 号窯式期の灰釉陶器壺を蔵骨器とした 9 世紀後半から 10 世紀初めの火葬墓が見ついている。骨の検討から被葬者は女性とみられ、高級陶器を入手できる階層が、神郡内で仏教に基づく葬送を行っていたことは注視される。

史跡齋宮跡でも、古代の伊勢道に沿った地点で 11 世紀中ごろの土坑 SK1730 に油煙が付着した小型の皿・杯類といった供献土器が多量に出土している。12 世紀に入ると寺院跡とみられる多気町の三疋田遺跡をはじめ、巴文などの軒瓦を出土・採集される遺跡が散見され、齋宮跡でも巴文瓦が 1 点出土しており、看過すべきではないと考えている。12 世紀の瓦窯は伊勢国内では確認されておらず、瓦は尾張の瓦窯からの搬入が考えられる。

このように、伊勢神郡内でも多気郡においては**9 世紀後半**には、中央の大寺院の影響も受けつつ在地氏族を中心に仏教の再浸透が進行したとみられる。

#### 4. 神祇氏族による度会郡の仏教再浸透

一方、同じ神郡でも度会郡では、少なくとも寺院・仏堂などの整備といった形で見える仏教の再浸透はおおよそ 9 世紀代では確認できず、100 年以上遅れて進行している。正暦年間(990~995)、神宮祭主**大中臣永頼**は宮川右岸の低地部にある「箕輪」に宿館を構えた。神事に従事しながらも寺院建立を願い続け、内宮に三日間参籠して祈請したところ霊夢に三尺の金色の観音像が現れたことから、度会郡勢田村に**蓮台寺**を創建した(古事談)。さらに永頼はその後長保二(1000)年に死に臨んで出家している(祭主補任)。これを契機として度会郡内においても神祇氏族らによる造寺活動が活発化していく。

祭主家大中臣氏では、天永二(1111)年に**大中臣親定**が、「堂舎(岩出堂)を建てて仏事を修す」という記録がある(江都督納言願文集)。親定は神宮遷宮の期間での仏堂建立にあたって、永頼の蓮台寺の先例に従い、十分に祈請すればよいという公卿で学者でもある大江匡房の助言により建立がかない、京より瞻西上人を招いて法要を催したという。この玉城町岩出の遺跡群は一部が発掘調査され、遺構では確認できていないが、12~13 世紀の瓦類が出土しており仏堂が存在した可能性を示している。

大中臣氏以外では、長徳元(995)年には内宮祓宜**荒木田氏長**(荒木田二門)が、内城田郷(現在の玉城町田宮寺)に**田宮寺**を創建する(氏経神事記)。本寺には 11 世紀頃の作とされる**十一面観音立像**が二体納められこの伝承を補強する。また、このころ荒木田一門の氏寺である**法泉寺**(玉城町小社と推定される)も創建されたと言われる。外宮祓宜の**度会氏**も**常明寺**(伊勢市倭町)を 12 世紀には建立している。神祇氏族以外でも新家氏の氏寺とされる伊勢市小俣の**湯田廃寺**で 11 世紀以降のものとみられる軒瓦が採集されており、10 世紀末以降には度会郡でも広範な造寺活動があったことがわかる。

弘仁七(816)年の大中臣清持の解任事件や、天慶八(945)年齋王徽子の近長谷寺への施入からは、神宮や齋宮での仏教禁忌にも関わらず、神祇祭祀に関わる人々にも実態としての仏教信仰が伺える。度会郡でのこの 10 世紀末から 11 世紀にかけての仏教信仰の顕在化は、時期的に末法思想の広がりともなることは見逃せない。末法思想はいうまでもなく、釈迦入滅後に時の経過とともに仏法が衰えるという考え方で、平安時代には永承七(1052)年が末法第一年と考えられていた。こうした意識は浄土信仰の高まりや、経塚造営の動きとなっていく。日本の神々を仏教の護法神にあてたり、神々は仏教の諸尊の仮の姿で神仏は同体であるとする本地垂迹説の台頭など、神祇信仰の変容も促したとされる。大中臣永頼以後、各氏族の寺院建立に併行して祭主や神官層の卒前の出家が頻発するようになる。祭主及び祓宜の補任次第を見ると、11 世紀代だけでも大中臣輔親(長暦二(1038)年)、荒木田重頼(寛徳二(1045)年)、荒木田延満(天喜六(1058)年)、大中臣元範(延久三(1071)年)、度会康雄(延久四(1072)年)、大中臣頼宜(寛治五(1091)年)、荒木田延範(康和元(1099)年)と、祭主、内宮・外宮祓宜のいずれからも出家者を出している。8 世紀末にいったん仏教をタブー視した神祇氏族は、神仏習合思想の再高揚や大中臣永頼・親定が寺院・仏堂を建立するにあたって編み出した方便を待ってその信仰心を顕現化していったのである。

しかし、こうした度会郡への短期間での仏教浸透のエネルギーは、個々人の信仰心のみによるのだろうか。この時代の地域の動静を確認するため、度会郡内の集落・居館とみられる遺跡の消長をみて

みよう。第1表には発掘調査により時期が判断できる遺構・遺物が出土している遺跡の消長を示した。これによると宮川左岸・外城田川流域にあたる玉城町域では9世紀後半から10世紀前半にかけ、宮川右岸・五十鈴川流域にあたる伊勢市域では10世紀前半にほとんどの集落・居館遺跡が消失している。10世紀末の正暦～長保年間は平安京では疾病(疱瘡)が大流行して多数の死者が出て、正暦五(994)年・長保三(1001)年には貞観五(863)年以来の御霊会が行われている。大中臣永頼はこうした時代に伊勢箕輪に拠点を置き、蓮台寺を建立している。また樹木の年輪幅や年輪内の酸素同位体、海底堆積物の分析などによる気温・降水量の変動パターンの近年の研究では10世紀は少雨の時代で、特に中葉は高温とあいまって「農業危機の時代」と捉えられるようになった。

10世紀後半からは多くの集落・居館が再生あるいは新たに発生している。特に宮川左岸・外城田川流域の玉城町域は8～9世紀から遺跡はあるが明確な遺構は乏しく、10世紀後半以降から建物跡等の遺構が明確に伴うようになる。これら度会郡の10世紀後半から現れる遺跡と寺院・堂との関係をみると、大中臣氏の蓮台寺を除けば接近した位置関係にあるものが多く、立地の面では段丘面や丘陵端部が多いことから、耕作地の拡大といった新規の開発とも連動したものであることを窺わせる。これを整理すると、下記のような関係を示せる。

- ・法泉寺(玉城町小社：荒木田氏一門)・・・小社遺跡・上黒土遺跡・との山遺跡
- ・田宮寺(玉城町田宮寺：荒木田氏二門)・・・仲垣内遺跡・赤垣内遺跡・小ばし遺跡
- ・釈尊寺・岩出堂(度会町大野木・玉城町岩出：大中臣氏)・・・岩出遺跡群・蚊山遺跡
- ・常明寺(伊勢市倭町：度会氏)・・・隠岡遺跡
- ・湯田廃寺(伊勢市小俣町：新家氏?)・・・世古遺跡

多気郡の近長谷寺の座主奉俊らのように、地方寺院には中央の大寺院と関係を持った地方氏族の子弟が関係を持続させ、彼らを中心に仏教の知識結を結成することで勸農に深く関わったと考えられる。寺院が宗教施設としてだけでなく、地域の開発拠点としての役割も担ったと考えられるのである。

こうした社会情勢を踏まえて留意しなければならないのは、**大中臣祭主家の在地化**と祭主権力を背景とした神郡支配の確立と強化である。従来、神宮祭主は平安京内の邸宅に居住し、遷宮などの神事にあたって伊勢に下向していたが、『二所太神宮例文』や『中臣氏系図』には、10世紀末頃に大中臣永頼の「箕輪」から始まり、個々の祭主に「岩出」や「小社」「野篠」や「麻統」といった度会・多気郡内の地名を冠したものが現れる。『神宮典略』では、これらは祭主屋敷の所在地と考えられ、伊勢における別宅として成立し、祭主一族や近親の結集の拠点であったと評価されている。こうした屋敷地を意味する通称が、度会郡内に始めて蓮台寺を建立した永頼の「箕輪」からであることは示唆的である。おそらく祭主屋敷と共に氏寺として建立された寺院・仏堂もやはり一族結集のシンボルたりうるものだっただろう。こうした大中臣氏の在地化に対抗あるいは促される形で、旧来の在地の神祇氏族である荒木田氏・度会氏らも造寺活動を活発化させたとみることができるだろう。

度会郡での仏教の再浸透は、神祇氏族の仏教への傾倒と、10世紀の農業危機の克服、中央貴族であった祭主家大中臣氏の在地化とそれに対する在地氏族の対抗といった他の地域にはみられない過程を経ていったものであるといえるだろう。

## 5. 伊勢神郡と山林・山岳仏教

伊勢神宮の所在する神三郡(飯野郡・多気郡・度会郡)への仏教浸透には、もう一つの潮流を考える必要があると考える。それは**山林・山岳仏教**の存在である。

**世義寺**は、寺伝によれば天平年間に行基が、外宮南方の伊勢市前山町亀谷郷に建立したとされるが明確ではない。この地点での発掘調査(亀谷郡C遺跡)では伽藍の遺構は確認できていないが、治承二(1178)年の刻銘のある経筒とみられる陶器甕が、発掘に先立って採集されており、この付近にかつて寺院が営まれた可能性は高い。ここから移転後の現在の世義寺薬師堂の本尊である像高60.2cmの**薬師如来坐像**は、「本像は類例に乏しいが10世紀を下らない頃の作」と推定されており、造形の素朴さ、衣文や大衣前の渦巻き文など、「製作者の無知あるいは誤解が看取されることから、僧侶や仏師ではな



く、半俗の優婆塞や自度僧による造像」とも推定されている。造像と寺院の建立・時期は安易に同一視できないものの、標高 90m前後の舌状尾根に想定される元の世義寺の立地や、世義寺創建期の本尊とも目されるこの薬師如来が、しばしば修験寺院の神体と習合する(例えば鳥海山の物忌神、熊野速玉大社の速玉之男大神など)こと、後代に世義寺が真言宗の修験先達寺院となっていること、前山の世義寺推定地の背後の山間地に行場とみられる「養命の滝」「天神滝」などがあることから、世義寺は大中臣氏ら神祇氏族とは別の系譜の造寺、山林・山岳の道場として成立したと考えられる。

さらに神宮周辺の山岳地に注目すると、標高 555mの朝熊山頂上部の金剛證寺も神宮—伊勢の平地部から見えない側の斜面で、朝熊山の東西稜線と南の磯部に向かう南北稜線の交点に位置する。寺伝では空海が真言寺院として中興したとされるが、时期的に明確な資料は、本堂の解体修理に伴う発掘調査で下層遺構から出土した 12 世紀後半の山皿や、これも 12 世紀代に位置づけられている木造雨宝童子像である。しかし、金剛證寺の本尊が虚空蔵菩薩で、加えて金星明星太子も祀り、真言宗寺院として平安時代後期まで遡る可能性はあることから、これも大中臣氏ら貴族社会の寺院というより、世義寺同様、山岳寺院としての系譜を強く窺わせる。朝熊山東西稜線を東下すると、同じく虚空蔵を本尊とする庫蔵寺を経て、東端で行場でもある白瀧・彦瀧明神に至り、南北稜線を南下すると山伏峠を経て麓に、起源は定かでないが円空仏を納める薬師堂がある。また朝熊山全体には三波川変成帯由来の、鏡岩を代表とする巨岩・奇岩が散見され、山林・山岳修行の場としての要素を多分に持っている。

12 世紀後半以降は、金剛證寺の北西約 250mの経ヶ峯頂上に造営された朝熊山経塚群の経筒銘に造営参画者として荒木田氏や度会氏の名が見え、室町時代には天照大神と雨宝童子の同体説が強調されるようになるなど、神宮と金剛證寺—朝熊山は強い関係性が強調されるようになるが、やはり金剛證寺の創建は世義寺同様に、平地の神祇氏族の造寺とは別の流れと考えるべきではないだろうか。

もう一例、朝熊山の西側に宮川も超えて連なる国東山系の最高峰である標高 411mの国東山の山頂の南鞍部に国東寺跡がある。この寺院の起源も明らかではないが、近年 11 世紀後半～12 世紀のロクロ土師器が採集された。国東山の東には標高 302mの独立峰の大日山があり、宮川左岸の国東山系も修験の行場になっている。平安時代後期から寺院が整備されていたとは断言できないが、朝熊山と同様、少なくとも小堂や道場のようなものが置かれていた可能性はある。このように伊勢神郡では、神祇氏族や在地氏族によるものとは別の山林・山岳仏教の系譜も想定されるのである。

## 6. おわりに—中世伊勢神道の成立に向けて

これまで、伊勢神郡において 8 世紀末の仏教禁忌から、①多気郡には早期に中央の大寺院の寺領が成立し、在地氏族の発願で近長谷寺が創建された 9 世紀後半を画期に、郷単位程度の多数の小規模寺院が成立していったのに対し、②度会郡では 10 世紀末以降に、ようやく神祇氏族らの造寺活動が始まったこと、③また山岳部では世義寺・金剛證寺・国東寺といった山林・山岳仏教寺院が、密教の浸透とも合わせて平地部とは別の仏教浸透の系譜にある可能性を示した。仏教と山の関係は、8 世紀には役小角や行基に代表されるように国家的な仏教とは別系統の在り方を示し、9 世紀の天台・真言の密教との強い親和性はよく知られている。世義寺の薬師如来像から看取されるような優婆塞・優婆夷の存在は、一時は神郡を覆った仏教禁忌に影響されない山岳仏教のすがたを想起させる。

この②と③が合流するのが経塚の造営だろう。現在、伊勢国全体で確認している古代末の経塚は遺構が明確でないものを含めても 18 箇所だが、そのうち度会郡には 8 箇所が知られている。度会郡は多数の経塚密集地であり、それが 12 世紀後半から 13 世紀初頭の限られた期間に集中するとされる。なお、飯野郡・多気郡には経塚は確認されていない。先述の朝熊山経塚群のほか、小町塚経塚(伊勢市浦口町)、蓮台寺瀧ノ口経塚(伊勢市勢田町)など刻銘のある経筒・瓦経などには金剛證寺や万覚寺・常勝寺・常覚寺といった寺院名や僧侶名の他、大中臣・荒木田・度会といった神祇氏族名があり、これらが協同して経塚造営にあたったことが窺われる。経巻や瓦経などの形で埋納された経典がわかるものに、法華経・無量義経(開経)・観音賢経(結経)の他、般若心経・理趣経・大日経・宝篋院陀羅尼経や真言など密教との密接な関連をうかがわせるものがあり、こうした協同を裏付ける。

このように、古代において我が国でも格別の地位を得てきた伊勢神宮は、8～12世紀にかけて、地域的にも複雑な経緯で仏教の浸透と融合をみてきた。この経緯こそが12世紀の天照大神を大日如来の垂迹とするといった仏本神迹の神仏習合から、神宮側の特に度会氏による神祇信仰の主体性の確立を志向する新たな「神道」の覚醒と体系化を生む土台を形成させたのは、中世伊勢神道の分厚い研究からも明らかであろう。またこうした動きは、一見、神祇氏族の拠点である度会郡を中心に動いたかにも見えるが、伊勢神郡における仏教浸透の起点ともいえる多気郡の近長谷寺は、その立地や後世修験寺院としての性格を帯びていったことから、当地域での山岳仏教の起点ともなつたと考えられ、伊勢の宗教史の重要拠点だったといえる。

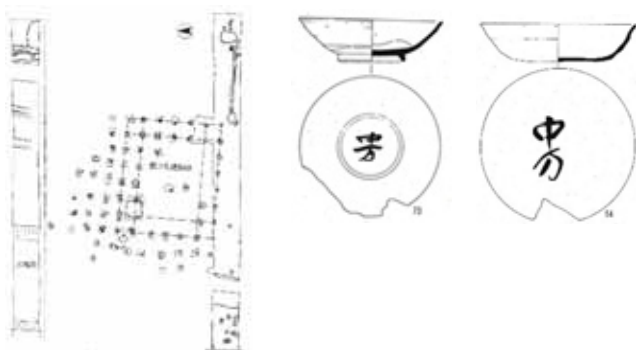
以上、まだ推測に基づく議論が多いが、伊勢の地域が後世の日本の思想史に与えた影響の大きさを本報告で僅かばかりでも感じていただければ幸いである。

#### 《主な参考文献》

- ・岡田登「伊勢大神宮寺としての逢鹿瀬寺について」『史料』第85号 1986
- ・多田實道「奈良～平安時代の神宮と仏教」『伊勢神宮と仏教 習合と隔離の八百年史』2019
- ・山中由紀子「伊勢神宮寺をめぐる諸問題」『齋宮歴史博物館研究紀要 18』2009
- ・西口順子「九・十世紀における地方豪族の私寺」『平安時代の寺院と民衆』2004
- ・川尻秋生「日本古代における在地仏教の特質—僧侶の出自と寺院機能—」『古代東国の考古学』2005
- ・北村優季「疾病の流行」『平安京の災害史』2012
- ・勝山清次『中世伊勢神宮成立期の研究』2009 P47～68
- ・田村憲美「10世紀を中心とする気候変動と中世成立期の社会—降水量変動と国家的祈雨儀礼をめぐる覚書—」『気候変動と中世社会』2020
- ・赤川一博「世義寺の仏像」『三重県史研究』七 1991
- ・高橋美由紀「伊勢神道と末法思想」『伊勢神道の成立と展開』2010 再録
- ・西山克「胎金両部世界の旅人」『聖地の想像力—参詣曼荼羅を読む—』1998
- ・岡田莊司「両部神道の成立期」『神道思想史研究』1983
- ・谷本鋭次「経塚概要」『三重県史 資料編考古II』2008



第1図 逢鹿瀬廃寺系軒丸瓦  
(左：逢鹿瀬廃寺・右：齋宮跡第146次調査出土)



第2図 カウジデン遺跡と墨書土器

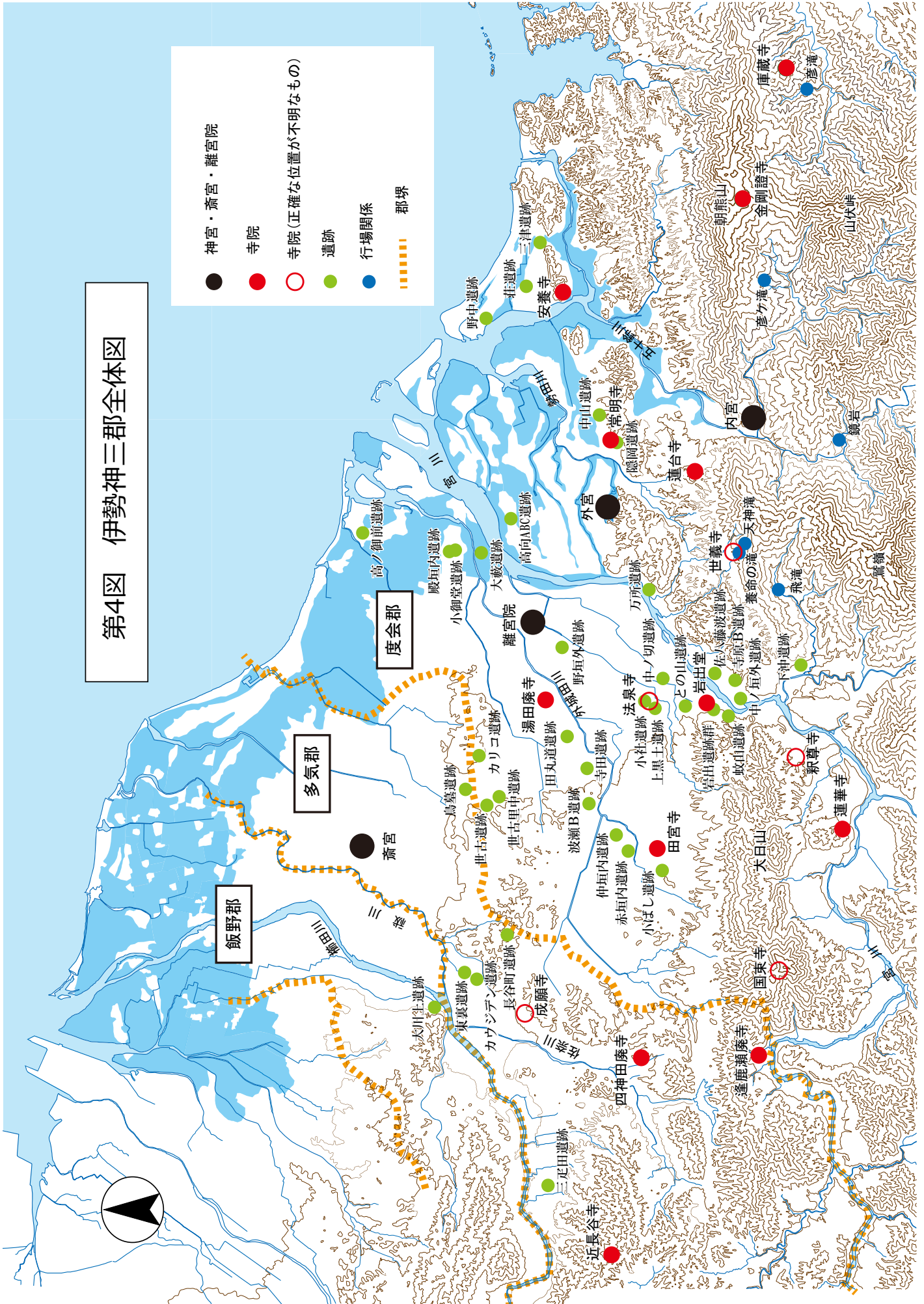


第3図 近長谷寺の十一面観音立像



第4図 伊勢神三郡全体図

- 神宮・斎宮・離宮院
- 寺院
- 寺院(正確な位置が不明なもの)
- 遺跡
- 行場関係
- 郡界

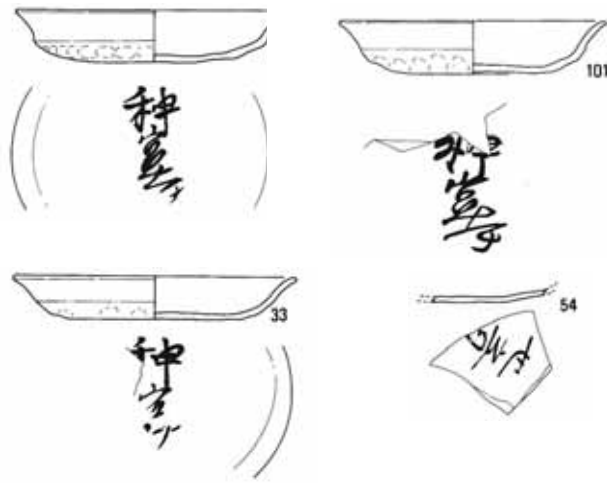




	遺跡名	所在地	8世紀	9世紀	10世紀	11世紀	12世紀	備考
度会	仲垣内遺跡	玉城町野篠字仲垣内						掘立柱建物2棟(1は廂付)、Ⅲ-3~の遺物
	赤垣内遺跡	玉城町野篠字赤垣内						掘立柱建物8棟(3は廂付・3は総柱)
	小ばし遺跡	玉城町矢野						
	波瀬B遺跡	玉城町下田辺字波瀬						竪穴建物2棟、井戸
	上黒土遺跡	玉城町山岡字上黒土						土坑
	小社遺跡	玉城町小社曾根ほか						
	坂本里前遺跡	玉城町坂本字里前						
	との山・アレキリ遺跡	玉城町中角						土坑・溝
	蚊山遺跡	玉城町岩出左郡・蚊山ほか						屋敷地を形成
	岩出遺跡群	玉城町岩出						
	寺田遺跡	玉城町佐田						
	田丸道遺跡	玉城町妙法寺						
	世古里中遺跡	玉城町世古						
	世古(西垣内)遺跡	玉城町世古						掘立柱建物1棟・井戸・溝
	カリコ遺跡	玉城町世古						
	中ノ切遺跡	玉城町山岡						
	大藪遺跡	伊勢市磯町						掘立柱建物1棟、井戸
	高向A遺跡	伊勢市御園町大字高向						竪穴建物2棟、掘立柱建物9棟
	高向B遺跡	伊勢市御園町大字高向						掘立柱建物6棟
	高向C遺跡	伊勢市御園町大字高向						竪穴建物4棟、掘立柱建物6棟、井戸2基
	高ノ御前遺跡	伊勢市有滝町字高ノ御前・茶臼塚						竪穴建物?1棟、溝?1条
	殿垣内遺跡	伊勢市西豊浜町野依字殿垣内						竪穴建物3棟、掘立柱建物4棟
	小御堂前遺跡	伊勢市磯町字小御堂前						掘立柱建物2棟、井戸1基
	野垣外遺跡	伊勢市上地町字野垣外						掘立柱建物5棟、竪穴建物5棟、土坑
	万所遺跡	伊勢市辻久留三丁目						掘立柱建物
	佐八藤波遺跡	伊勢市佐八町藤波						掘立柱建物、溝、柵列、土坑
	中ノ垣外遺跡	伊勢市佐八町中ノ垣外・天白						掘立柱建物10棟以上、竪穴建物2棟、土坑
	寺原B遺跡	伊勢市佐八町寺原						掘立柱建物1棟
	下沖遺跡	伊勢市上野町字下沖						掘立柱建物1棟、井戸
	隠岡遺跡	伊勢市倭町字隠岡						掘立柱建物6棟、溝
	中山遺跡	伊勢市神田久志本町字中山						
	湯田鹿寺	伊勢市小俣町湯田野						寺院跡か
荘遺跡	伊勢市二見町三津・山田原ほか							
三津遺跡	伊勢市二見町三津							
野中遺跡	伊勢市二見町西字野中ほか							
多気	戸峯A遺跡	明和町池村字戸峯						竪穴建物12棟・土器焼成坑75基・井戸4基・土坑・溝
	戸峯B遺跡	明和町池村字戸峯						竪穴建物7棟・土器焼成坑20基・土坑・溝
	愛場遺跡	明和町池村字愛場						井戸
	堀田遺跡	明和町有爾中字堀田						掘立柱建物4棟・土器焼成坑20基・土坑・溝・井戸1基
	発シA遺跡	明和町有爾中字発シ・平田						掘立柱建物・竪穴建物・土器焼成坑・井戸・土坑
	発シB遺跡	明和町有爾中字発シ・平田						掘立柱建物13棟・竪穴建物8棟・土器焼成坑
	北野遺跡	明和町齋宮・上野・明星・葦村						竪穴建物・土器焼成坑
	外山遺跡	明和町葦村字外山・矢畑・深田						土坑
	本郷遺跡	明和町明星字桜出・下出・扇出・後山						掘立柱建物・井戸・土坑墓・区画溝
	黒土遺跡	明和町明星字黒土						掘立柱建物・竪穴建物・土器焼成坑・土坑
	長谷町遺跡	明和町池村						火葬墓
	カウジデン遺跡	多気町河田						掘立柱建物・自然流路 寺院跡?
	東裏遺跡	多気町河田						
	長迫間B遺跡	多気町東池上						掘立柱建物4棟
	ミゾコ遺跡	多気町四神田ミゾコ						掘立柱建物1棟・土坑・溝・井戸
	三疋田遺跡	多気町三疋田						溝・濠 寺院跡?
鳥墓遺跡	明和町箕村							

第1表 伊勢神郡の遺跡の消長

※網掛けの表示の濃色は遺構、薄色は遺物が確認されていることを示す



第5図 大川上遺跡出土墨書土器



第6図 世義寺薬師如来座像  
四日市市立博物館提供



第7図 金剛證寺本堂



第8図 勢田川からみた朝熊山



第9図 伊勢の経塚分布図

# 古代出雲の宗教世界

島根県古代文化センター 松尾充晶

## 1 はじめに

『古事記』『日本書紀』の神話や杵築大社、出雲国造の存在に象徴されるように、古代出雲は神祇祭祀の面で個性的であり、「神々の国」のイメージが強い。しかし実際の地域社会においては、仏教が国府官人～有力豪族層～一般民衆へと広く展開・浸透しており、神と仏が共存・融合した宗教世界を形成していた。この点では古代日本の一般的なあり方といえる。では、古代出雲における神・仏の關係に、何か特色はあるのだろうか。対比的に扱われることの多い伊勢とはどのような違いがあるのだろうか。このことを考えるために、本報告では、①古代出雲の地域社会では、神と仏の信仰活動がどのように展開していたのか、②国家（都・朝廷）からみて、出雲の神・仏はどのように扱われていたのか、という2つの視点から、古代出雲における宗教世界の特質を探りたい。

## 2 仏教受容と官社整備 — 7世紀～8世紀初頭の出雲 —

### 1) 出雲における仏教の受容

出雲ではいつから仏教が信仰されたか。最も古く確実な資料は鱈淵寺（出雲市）の観音菩薩立像で、壬辰年（692年）の紀年銘がある〔図2〕。銘文は「壬辰年五月出雲国若倭部臣徳太理為父母作奉菩薩」とあり、郡司クラスの有力氏族であった若倭部臣氏が父母のために造像したことが知られる。同様に法王寺（出雲市）の観音菩薩立像も飛鳥時代後期のいわゆる白鳳彫刻に位置づけられるもので、これら天台宗の古刹に伝来する仏像の存在から、7世紀末～8世紀初頭には出雲に仏教が受容されていたことが確認できる。

このことは考古学的に把握できる寺院遺跡の動向とも整合的である。出雲における古相の寺院関連遺跡としては、①野方廃寺（安来市／意宇郡山国郷教昊寺に比定）、②神門寺境内廃寺（出雲市／神門郡朝山郷新造院に比定）、③御井神社遺跡・三井Ⅱ遺跡（出雲市／出雲郡新造院の瓦窯か）、④来美廃寺（松江市／意宇郡山代郷北新造院に比定）がある。これらの創建はいずれも7世紀末～8世紀初頭であり、これが出雲における造寺活動の開始時期を示すとみてよいだろう。

全国的に見ると、地方寺院の出現はこれより数十年早い地域が多い。例えば隣接する伯耆国の大御堂廃寺が7世紀中頃の創建であることを勘案すれば、出雲における仏教寺院の出現は相対的に遅い。初期においては仏教受容・造寺活動に積極的ではないとみることができよう。さらに、初期段階の瓦範は前記①が伯耆の上淀廃寺系、②③が備後の寺町廃寺系であり、出雲に隣接する地域から造瓦技術が直接的に導入されている。全国的に7世紀後半には畿内系の瓦（山田寺式、川原寺式など）が広く地方伝播するが、その影響を受けていない点でも地域色が強いといえる。

このような、7世紀代の初期寺院が存在しないという状況は、神宮膝下にあたる伊勢国度会郡・多気郡でも認められ、仏法忌避により寺院建立の制限があったと考えられている。さらに、いわゆる「神郡」とされる常陸国香島郡（鹿島神宮の神郡）、筑前国宗像郡（宗像大社Ⅱ）においても同様の状況が指摘されている。「国家神・重要な地域神を奉斎する地域では、白鳳寺院の建立が低調な場合がある」という点においては、出雲はその代表例とすることができよう。特に出雲の場合は、それが神郡（意宇郡）域にとどまらず一国全体に広く認められることが、他には無い特徴である。

### 2) 出雲における官社制・神社整備

こうした特性は出雲国における律令神祇制度（官社制）の展開と関わりが深い。端的には「出雲国全体に、多くの神社が存在する」ことが注意される。『延喜式』神名式から10世紀の全国の官社、すなわち神祇官が管轄した神社を知ることができるが、出雲国の神社数187座は筆頭の大和国286座、伊勢253座に次ぐ多さである。畿内から離れるほど少なくなる傾向に照らせば、出雲国の神社は際だって多い〔図3〕。また、このような官社整備が早く進んだ点も出雲の特長だ。天平5(733)年に成立した『出



雲国風土記』にはすでに官社 184 社が記載されており、出雲国における官社登録は 8 世紀初頭に急速に進められ、神亀年間（720 年代）にはほぼ完了していたと考えられている。『日本書紀』の編纂や神話体系の構築と、神祇官－出雲国の神社整備は同調するように進められたとみるべきであろう。『出雲国造神賀詞』は、出雲の神々と自らが天皇の秩序安寧を支持するという内容であり、その奏上儀礼が霊亀 2(716)年に初見である。このことも、このような出雲国の特別な位置づけと対応するものと考えられる。

さらに『出雲国風土記』には、「不在神祇官社」すなわち神祇官に管轄されない、官社ではない神社が 215 社記載されている点が注意される。そのような存在は本来、律令神祇制度の枠組みの外にあるもので、伊勢国度会郡における神宮の末社（未入官社・未載官社）以外に古代史料には登場しない、特異なあり方である。『風土記』編纂の責を負った出雲国造が国内神社・祝部を統轄する独自の国内秩序が存在したと考えられ、7 世紀後半～8 世紀前葉までの出雲国は「杵築大社と国内神社百八十社」の存在感が強く発揮された段階である。その一方で仏教受容の忌避があって典型的な白鳳期寺院が無く、初期寺院の展開が低調であることが、出雲国における特徴といえるだろう。

### 3 寺院の展開 － 8 世紀中葉～後葉の出雲－

#### 1) 『風土記』にみる寺院建立

地方における寺院建立の実態を知る上で極めて重要な史料が『出雲国風土記』であって、ここには天平 5(733)年時点での、出雲国内の様相が記されている [表 1]。これによると、国内 8 郡のうち 5 郡に計 11 箇所の寺院があった。このうち固有の寺名をもつのは意宇郡の教昊寺のみで、残る 10 ヶ寺はすべて「新造院」と呼称される。その意味するところについては「国家公認を受けていない（今後受けようとしている）、改修新造されつつ寺」あるいは「寺院併合令（霊亀 2(716)年）以降に新造された寺」など諸論あるが、いずれにしても『風土記』編纂直前にあたる時期に創建されたものか、あるいは編纂時まで修造が続いている寺院を記載したと考えられる。意宇郡山代郷北新造院に比定される来美廃寺はその好例で、発掘調査により①まず金堂を設けて寺院造立（7 世紀末～8 世紀初頭）、②後に塔と講堂(?)を付加（8 世紀中頃～後半）したことが明らかになった [図 4]。『風土記』には「嚴堂一字」すなわち金堂のみが建っているとされ、これは上記①段階の状況を示すとみることができる。

また、『風土記』には各寺の施設、僧尼の記載があるほか、造立者を明記している点が重要である。ここから、各寺院が現任郡司（大領・少領）やその父祖、あるいは「郷人」とされる在地有力者によって私寺として建立されたことが見て取れる。このうち、意宇郡山代郷南新造院を建立したのは『風土記』段階で飯石郡郡司、後に出雲国造となる出雲臣弟山であった。比定される四王寺跡は 720 年代の創建とみられ、その瓦当は国内の他寺にも供給される。この頃から（神亀年間以降）、国内の最有力氏族であり神祇祭祀を統属した出雲臣氏も積極的に造寺活動を主導し、出雲国内における仏教信仰が広く展開したとみられる。

#### 2) 国家施策と寺院の展開

天平 7(735)～9(737)年には全国で天然痘蔓延、飢饉が続き、聖武天皇は「国家のために験ある神で幣帛に預からない神を官社に加列せよと命じ」（『続日本紀』天平 9 年 8 月甲寅）、「使いを畿内・七道に使わして、諸々の神社を造らせた」（『同』11 月癸酉）。この頃に地方官社の社殿整備が進んだものと推定される。出雲国の場合、それが「過剰な数」ともいえる 184 社全てに及んだとは考えにくいだが、実際に天平年間（730・40 年代）になると、社殿群で構成された青木遺跡（出雲市）のような神社施設の整備も進められた。

国家鎮護を目的とした聖武天皇の宗教施策は神祇・仏法の尊重が両輪をなすものであった。神亀 2(725)年には諸国に神社・寺院の清浄をもって敬神尊仏を命じるとともに、最勝王経の転読を命じている（『続日本紀』神亀 2 年 7 月戊戌）。このような仏教經典の取り扱い命令（転読・転経）は当然ながら出雲国にも伝達されている。一部が残存する『出雲国計会帳』からは行政文書の授受記録が確認でき、天平 6(734)年に太政官符「応説最勝王経状」や「応購読最勝王経状」が出雲国府を経由して伯耆国・隱岐国と授受されたことがうかがえる。さらに、同『計会帳』には天平 5(733)年の弁官への進上公文のう

ちに「僧尼帳一卷」「寺財物帳一卷」「齋会帳一卷」がみえている。こうした点から、天平期には出雲国においても国家鎮護を目的とした転経・講説・齋会が謹修され、国衙による寺院把握がおこなわれていたことが確認できる。さらに天平13(741)年の詔を受けて8世紀中頃には出雲国分僧寺・尼寺の建設が進められており、国家施策としての仏教は出雲国府周辺を核として展開していた。

### 3) 地域社会での仏教儀礼

8世紀中頃から、都周辺では観音信仰を背景にした悔過法会の記録が急増し、既存寺院・役所、貴族私邸などに悔過専用の建物「悔過所」・組織が整備される。こうした動きは地方にも広がり、国分寺や郡名寺院だけでなく村落諸寺に悔過所が出現し、在地有力層により悔過法会が執行されたとみられる。これと対応するように、出雲では8世紀後半から「村落寺院」または「山林寺院」と称されるような、大規模な伽藍を持たず、瓦葺建物すら伴わない仏教施設があらわれる〔表2〕。丘陵上に平場を設けて簡素な堂(+瓦塔)を建てており、仏鉢模倣の須恵器や、油煙痕を残す灯明皿が出土することが特徴的である〔図6〕。

また、山持遺跡からは吉祥天を含む人物を描いた板材(厨子部材か)が出土しており〔図5〕、8世紀後半～9世紀初頭に吉祥悔過がおこなわれていたことをうかがわせる。神護景雲元(767)年の勅(『続日本紀』同年正月乙未)では「天下太平、風雨順時、五穀成熟、兆民快樂」のために吉祥天悔過の法会をおこなうよう諸国に命じており、平地に立地する村落においても、悔過を払って福德を招く齋会が勤められたのであろう。

### 4) 神と仏の空間

伝統的に存在した神社と、8世紀後半に広く浸透した仏教施設は、実際の在地社会においてどのような空間を形成していたか。事例をあげて概観する。

青木遺跡は大社造に類似した社殿群を伴う、整備された神社跡として知られる。その北側約400mにあるのが天台宗の古刹、大寺薬師(萬福寺)で、薬師如来像、四天王像など9世紀にさかのぼる優れた仏像群が伝来している〔図7〕。江戸初期の山崩れで寺地が移動する前はさらに谷奥の、平地を見下ろす丘陵上に堂宇があった。この一帯からは8世紀後半の瓦が出土しており、青木遺跡の神社と大寺谷の寺院は同時期に併存した。青木遺跡出土木簡にみえる、同郡郡司の若倭部臣氏が主導し、「谷奥の山寺／谷出口の神社」という一体的な宗教空間を形成していたことがうかがえよう。

このような密教山林寺院と神社の位置関係については久保智康氏の論がある。久保氏は出雲における平安時代以前の寺院の大半が、山林修行に適した浄所として選地された、山の麓～中腹にかけての山間に立地すること、これらの山林寺院に至る手前に古代の神社が鎮座するケースが多いこと、を指摘した。山林修行において清浄性は最大要件であり、これを意識して伝統的な神坐す空間が山寺の好地として選ばれたのであろう。また山麓の神社立地は、聖俗境界に設定された祭祀場の延長にあると理解できる。こうした空間構成〔図8〕は一般的な「古社と神宮寺」の関係に通じるものではあるが、出雲の場合はこれが国内一円に普遍的に認められる点が特徴的で、出雲における習合形態、神仏霊場の基本形とみることができる。ただし、その一方では、国家から高い待遇を受けた杵築大社・熊野大社や在地有力神の佐陀大社がその類型にあらず、平安前期以前にさかのぼる確実な神宮寺が存在しない点については特別の事情を考える必要があり、注意すべき点である。

## 4 対外憂慮と神仏の力 — 9世紀の出雲 —

### 1) 「新羅賊兵」への緊張

7世紀後半～8世紀初頭の出雲は「天皇・国家の安寧を一国全体の神祇の力によって保証する重要な地方」という特別な地域像を帯びていたが、このような地位は次第に薄れ、9世紀には「実際の地理として外部国家(新羅)と対峙する地域」へと変容していく。新羅との緊張関係と、それに対応した神仏の取り扱いをみていこう。

天平5(733)年に編纂された『出雲国風土記』には国内に軍団や烽、戍といった軍防施設が置かれたことが記されるほか、その前後には山陰道に節度使が設置、弩の製造配備がなされるなど、新羅との軍事

的緊張に対応するための具体的な施策がとられた。天平 9(737)年 4 月には「新羅無礼之状」すなわち新羅使との軋轢に際した遣使奉幣がおこなわれるが、その対象は「伊勢神宮、大神社、筑紫住吉、八幡二社、香椎宮」であって、出雲の杵築・熊野は含まれない。このように、国家緊急の重大事における臨時奉幣の対象から外れた出雲の地位低下は称徳朝においてさらに顕著となる。天皇の不予、天候異変に際した宝亀元(770)年 8 月の臨時奉幣先は伊勢大神宮と、八幡神、さらに若狭彦神(若狭国)、気比神(越前国)、気多神(能登国)であった。この若狭・気比・気多は、日本海に面した海上交通上の要地である点、外的世界(渤海など)との接続域であった点は出雲と同様の地理的性格をもつが、称徳政権との結びつきが強く中央と近い関係にあった。この点が、特段重要視されなくなっていく出雲との扱いの差にあらわれるとみられる。さらに光仁朝には、太宰府に新羅調伏を目的とした四天王寺を設け(宝亀 5(774)年)、縁海の諸国に警固に勤めるよう命じたが(宝亀 11(780)年)、その対象国は(天平 4 年の節度使の例にならって)因幡・伯耆・出雲・石見・安芸・周防・長門であった。

## 2) 辺地境界としての出雲／国土観における相対的地位

このように、神祇面における出雲の相対的地位は次第に低下し、9 世紀には現実的な外憂の最前線という地理的な位置づけが濃くなっていく。出雲国造の神賀詞奏上儀礼が天長 10(833)年を最後に正史から消えていくことも、それと対応するものであろう。さらにこの時期の出雲国内では蝦夷俘囚の移配による混乱や予期せぬ渤海使の来着、官倉火災などが頻発し、混乱状態が続いたことも背景にあげられる。

貞観期には、神仏の力によって「新羅賊兵」を調伏することが企図され、出雲は山陰道日本海側諸国のひとつとして扱われる。貞観 8(866)年には「新羅賊兵常窺間隙」という危機感から、神の力で是を鎮護しようと奉幣がなされる。その対象とされたのが「邑境諸神」すなわち境界域に鎮まる神であり、具体的には能登・因幡・出雲・石見・隠岐・長門各国府と太宰府に奉幣が命じられた。出雲国においては、これに対応する形で、「韓国伊大(太)氏(カラクニイタテ)神社」が設置された可能性がある。『延喜式』神名式には官社(式内社)としてこの名の神社が 6 社みえる[表 3]。「イタテ神」は「射楯神」すなわち軍防を司る神であり、賊心をもつ「韓国」新羅を調伏する力が期待されたのであろう。貞観 8 年の「班幣於邑境諸神」に呼応した出雲国での新羅賊兵対策とみられる。

さらに、新羅の侵攻を防ぐために神だけでなく、仏の力も期待された。貞観 9(867)年には四天王像を安置して修法を勤め、賊心調伏を祈らせたが、像を下した 5 ヶ国が「西の極みに立地し、新羅の境に近い」とされた伯耆・出雲・石見・隠岐・長門であった。『延喜式』主税式には出雲国四王寺における春秋修法に正税を充てることが規定されており、実際に出雲で四天王修法が謹修されていたことがうかがえる。このように出雲は「神と仏の力により西方を防御する地」ではあったが、あくまで長門～伯耆と連続する日本海海岸線の一部、に過ぎなくなっていた。

## 3) 活発な仏教信仰

このような国土観における地域像とは別の次元として、在地有力者による出雲での薬師悔過、造像活動は活発であり、平安前期(9 世紀後半～10 世紀)の優れた仏像が多く伝わる点も出雲の特色である。薬師信仰の流行を示す薬師如来像の代表例として前述の大寺薬師や仏国寺(松江市)があるほか、出雲平野南方の山間部や島根半島に密教寺院が展開し[図 1]、個性豊かな仏像が伝来している。

## 5 中世社会への転換 ～10 世紀以降の出雲～

### 1) 杵築大社と鰐淵寺

いわゆる神仏習合を背景として、有力神社に対応する神宮寺の創建は伊勢神宮寺(766 年)、多度神宮寺(763 年)、鹿島神宮寺(749～757 年)と 8 世紀中葉に端緒が認められる。また北陸(若狭・越前・能登)においても、若狭神宮寺遺跡、気比神宮寺、剣御子神宮寺、柳田シャコデ廃寺(気多神宮寺か)が、いずれも神社の隣接地に 8 世紀前葉に創建された可能性があり、神宮寺の建立時期は古い。北陸は若狭比古神・気比神による神身離脱譚(苦悩する神が仏法による救済を求める)で知られ、神仏習合の思想的展開が早く進んだ地域でもある。これらと比較した場合、出雲における杵築大社・熊野大社と仏教思想との融合がかなり遅れることは注意されてよい。杵築大社の場合は、出雲国造が意宇から杵築へ



拠点に移す 10 世紀から、中世への移行期とされる 12 世紀にかけて大きな変化がみられる。ひとつは祭神の転換（オオクニヌシ→スサノヲ）であり、杵築大社が出雲国一宮の地位を固めていく過程でもあった。ここにおいて、大社の年中行事に鰐淵寺僧が関わる形態が形成されていく。鰐淵寺と杵築大社は北山山系を隔てて地理的に隔絶しており、本来は独立性が強い別個の存在で、いわゆる神宮寺・鎮守社の関係とは異なる。「神仏隔離の原則を踏まえた神仏融合」とされるあり方である。同様に、島根半島側の有力神社であった佐陀神社も、戦国期に成相寺と結びつき、同寺が佐陀神社の「奥の院」となる。成相寺は古来、蔵王信仰の拠点で独立した有力寺院であった。自立した寺院と神社が相互補完的に機能する構造は、中世杵築大社と浮浪山鰐淵寺の構造に共通するものである。一方、出雲国造が奉斎していた熊野大社でも、古代神宮寺の存在はうかがえない。その後は国造移住・杵築大社中世一宮制の成立により後退し、平安末期以降は熊野荘の荘園鎮守という性格に縮小、さらに紀州の熊野信仰が導入されていく。ここでは出雲国を代表し、全国的にも有力な地域神という位置は失われている。

## 2) 修験霊場・西方浄土としての出雲観

平安後期には、出雲“出身”の僧が都や他地域で活動する様子もうかがえる。『台記』（久安 2(1146)年 9 月)には、出雲出身の「出雲聖人」が八幡念仏所と称する施設で行法をおこなっており、貴賤を問わず京中の人々が百万遍念仏を勤めに集う、と記される。また『後拾遺往生伝』には出雲出身の良範上人（康和 3(1101)年没）、行範上人（康和 4(1102)年没）、石見出身で幼くして出家し鰐淵寺に住んでいた永暹上人（天仁元(1108)年没）の事績が記される。出雲の有力寺院と都・他地域での僧の行き来が活発におこなわれていた。また『梁塵秘抄』に「聖の住所は何処／＼ぞ（中略）出雲の。鰐淵や。日の御埼」と歌われるように、日御碕～杵築～鰐淵寺に至る島根半島の山塊は修験の霊場として知られていた。全国から回峯行者が来訪すると、出雲国内の修験道場も展開することとなった。また、前述の良範上人は夢の中で、極楽浄土から迎えに来た舟が「杵築神社西浜」に着く場面を見たと言語。ここには西方浄土の入口としての出雲観があり、末法・浄土思想と古代出雲神話観が結びつき、出雲への関心を喚起することにもつながった。

## 6 まとめ

こうした展開を整理すると、以下のような段階、変遷がたどれる。①出雲が神祇面で特色を帯びる 7 世紀後半～8 世紀初頭には国内全体で仏教忌避があった。②奈良・平安時代には仏教が展開し、神仏霊場の融合や、有力氏族における造寺造像活動、村落への仏教儀礼の浸透が認められ、出雲国造氏族も氏寺を建てているが、③杵築大社や熊野大社に代表される有力神社においては習合をうかがわせる要素が無い。さらに④国家国土観の中で出雲の特異性は 8 世紀中頃以降変容し、実世界における新羅との緊張関係の中で辺地境界の一部とみなされるようになっていった。

### 【参考文献】

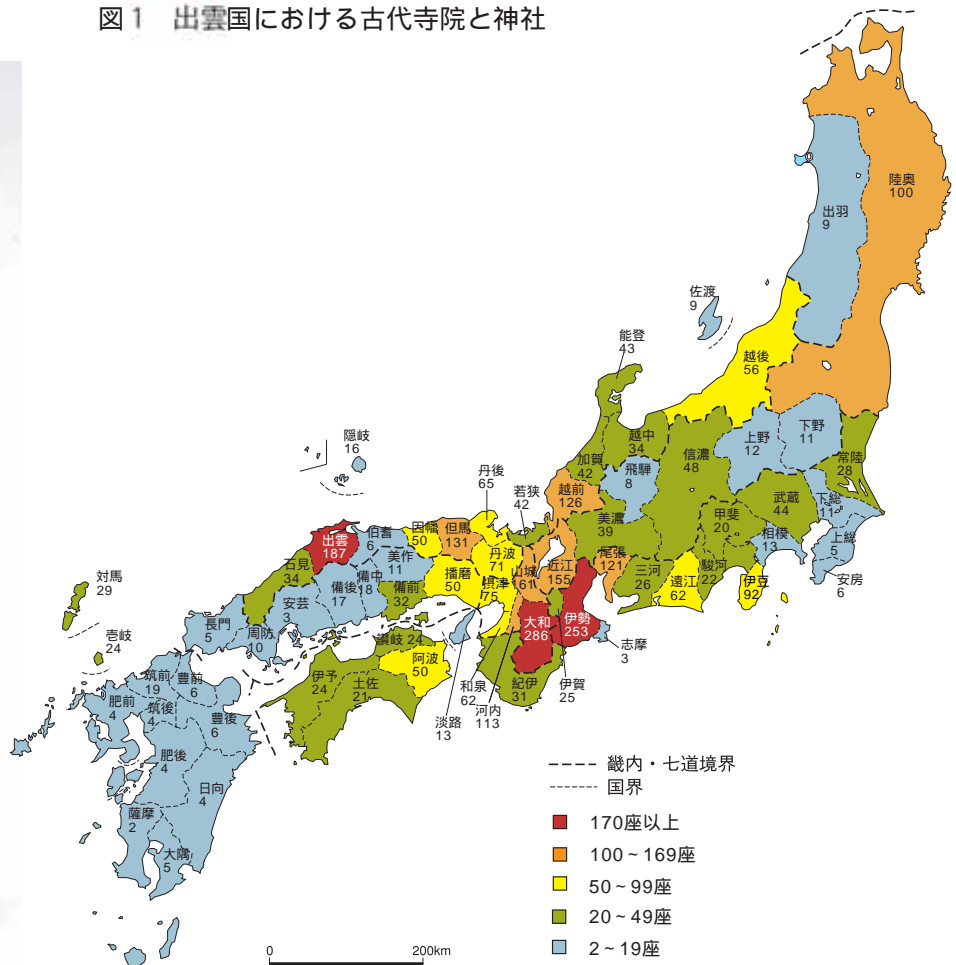
- 井上寛司 1991 「第三編第三章 中世」『大社町史 上巻』大社町  
井上寛司 2016 「第五章 中世の宗教と文化」第一節～第三節『松江市史 通史編 2 中世』松江市  
大日方克己 2015 「第九章 平安前期の出雲・山陰―東アジア世界・災害・律令制の展開―」『松江市史 通史編 1』  
久保智康 2012 「古代出雲の山寺と社」『大出雲展』展示図録、京都国立博物館・島根県立古代出雲歴史博物館編  
久保智康 2016 「山寺と神社の構成」『日本の古代山寺』古志書院  
瀧音能之 2014 「韓国伊大氏神社と日羅関係」『出雲古代史論攷』岩田書院  
濱田恒志 2017 「西極仏像論―島根に遺る平安時代彫刻の一側面―」『島根の仏像―平安時代のほとけ・人・祈り―』展示図録、島根県立古代出雲歴史博物館  
林健亮 2022a 「古代の山林寺院とその参道」『山陰における古代交通の研究』島根県古代文化センター研究論集第 27 集  
林健亮 2022b 「オノ神遺跡の再検討」『古代文化研究』第 30 号、島根県古代文化センター  
平石充 2016 「補論 延暦儀式帳にみえる神社」『古代祭祀と地域社会』島根県古代文化センター研究論集第 16 集  
堀大介 『古代敦賀の神々と国家―古墳の展開から神仏習合の成立まで―』雄山閣  
三舟隆之 2020 「神郡の成立と古代寺院」『古代氏族と地方寺院』同成社



図1 出雲国における古代寺院と神社



図2 鯉淵寺観音菩薩立像



式内社数は国史大系『延喜式』による。  
山城国には宮中神36座・京中神3座を含む。

図3 『延喜式』記載の国別神社数

表1 『出雲国風土記』記載の寺院

所在郡	所在郷	寺名	施設	僧尼	造立者	比定地
意宇郡	山国郷	教昊寺	五層塔	有	教昊僧 (上腹首押猪之祖父)	教昊寺跡 (安来市野方町真崎)
	山代郷	新造院	厳堂	無	日置臣目烈 (出雲神戸日置君鹿麻呂父)	来美廃寺 (松江市矢田町来美)
	山代郷	新造院	教堂	僧一軀	飯石郡少領 出雲臣弟山	四王寺跡 (松江市山代町師王寺)
	山国郷	新造院	三層塔		山国郷人 日置部根緒	山国郷釈迦堂か (安来市上吉田町別所)
楯縫郡	沼田郷	新造院	厳堂		大領出雲臣大田	西西郷廃寺 (出雲市西郷町表)
出雲郡	河内郷	新造院	厳堂		旧大領日置部臣布祢 (今大領佐底麿之祖父)	天寺平廃寺？ (出雲市斐川町下阿宮)
神門郡	朝山郷	新造院	厳堂		神門臣等	神門寺境内廃寺 (出雲市塩冶町六反)
	古志郷	新造院	不立厳堂		刑部臣等	不明 古志遺跡か
大原郡	斐伊郷	新造院	厳堂	僧五軀	大領勝部臣虫麿	木次廃寺 (雲南市木次町里方)
	屋裏郷	新造院	層塔	僧一軀	前少領額田部臣押島 (今少領伊去美従父兄)	馬田寺遺跡か (雲南市大東町大東下分)
	斐伊郷	新造院	厳堂	尼二軀	斐伊郷人樋印支知麿	(雲南市木次町法花坊)



図4 来美廃寺（意宇郡山代郷北新造院）の伽藍配置



図5 山持遺跡出土の板絵

表2 出雲における山林寺院・村落内寺院の遺跡事例

遺跡名	所在郡	所在地	年代	遺構	出土品	立地・備考
才ノ神遺跡	意宇郡	安来市黒井田町	8世紀後半 ～10世紀中葉	2面庇掘立建物 瓦塔柱穴	瓦塔、須恵器鉢・灯明皿、 緑釉陶器（瓦無）	丘陵頂部（50m） 横穴墓群隣接地
陽徳寺遺跡	意宇郡	安来市門生町	8世紀中頃 ～10世紀	—	教昊寺Ⅱb式軒丸瓦	池底への二次堆積
堤平遺跡	意宇郡	松江市宍道町	8世紀中葉 ～11世紀	布掘建物、岩盤彫込 (木造塔か)	須恵器鉢・灯明皿、銅製容 器（瓦無）	丘陵中腹（32m）
島田池遺跡	意宇郡	松江市東出雲町	8世紀後半 ～	掘立柱建物3棟	須恵器鉢・灯明皿 (瓦無)	丘陵中腹（15m） 横穴墓群隣接地
山持遺跡	出雲郡	出雲市里方町	8世紀後葉 ～9世紀初頭	—	瓦塔 吉祥天墨書板絵	山裾の低地～湿地帯 付近微高地に神社群
三田谷Ⅰ遺跡 大井谷Ⅱ遺跡	神門郡	出雲市上塩冶町	8世紀後半 ～	「真奈井」井泉 掘立柱建物	須恵器鉢ほか	丘陵裾・中腹 横穴群隣接地



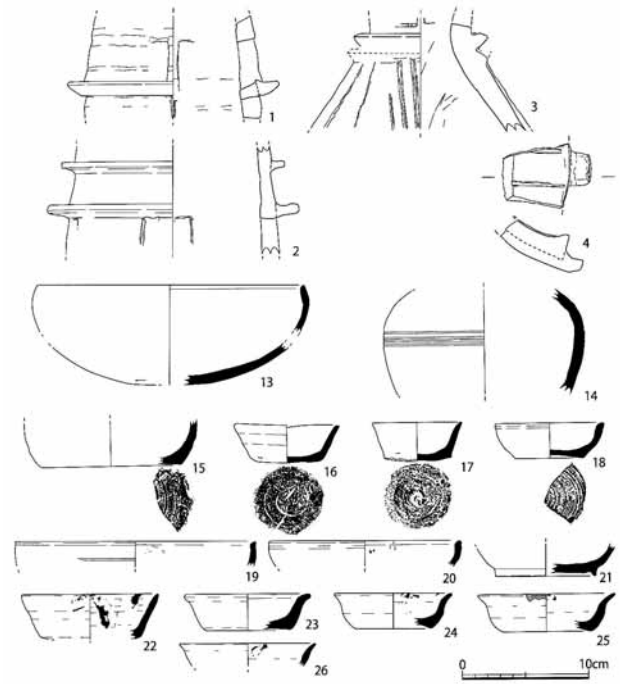
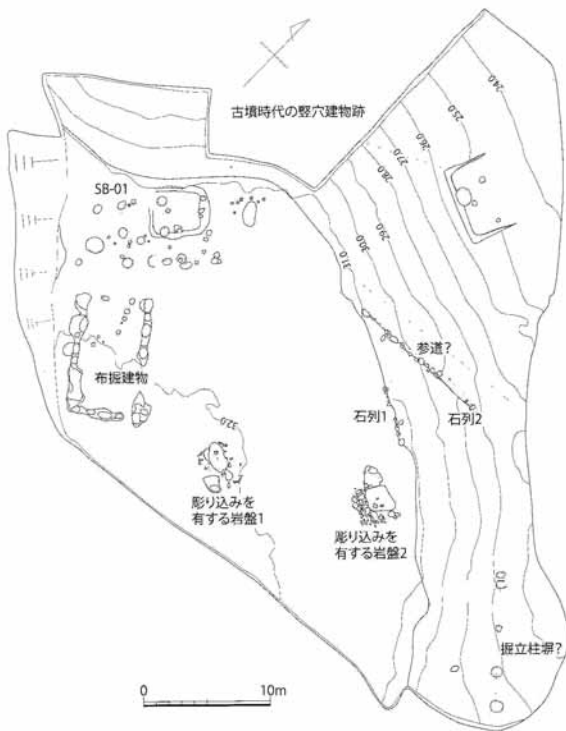


図6 山林寺院の遺構（左：堤平遺跡）と出土遺物（右：オノ神遺跡）  
（林 2022ab 掲載図）

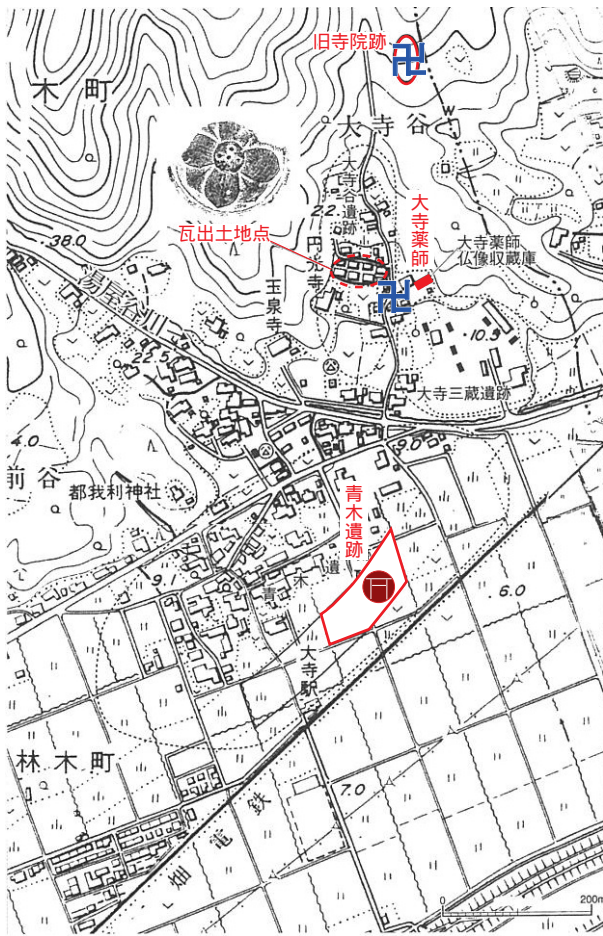


図7 青木遺跡（神社）と大寺薬師（萬福寺）  
の位置関係

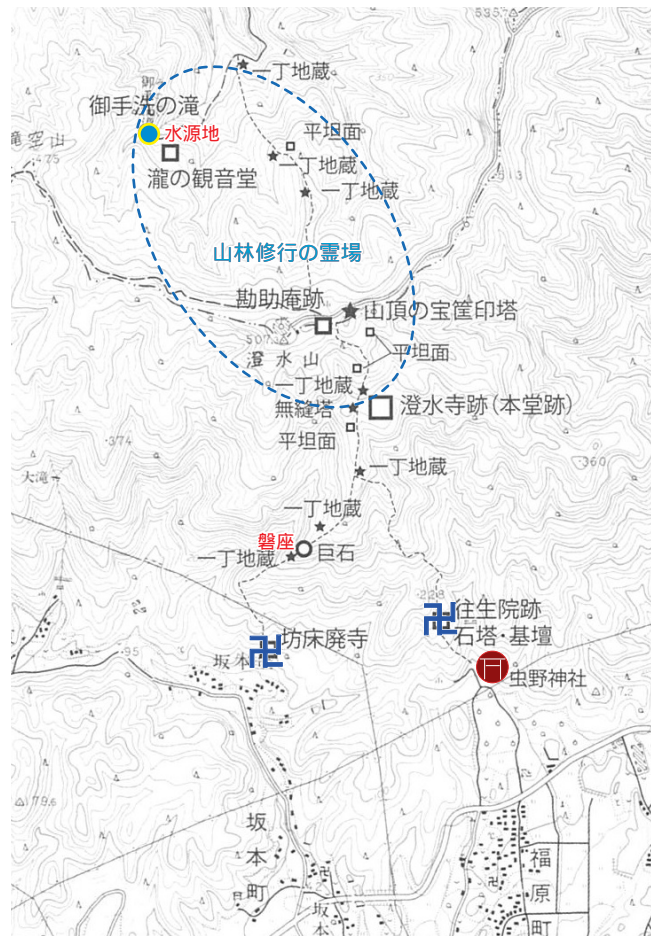


図8 山林寺院・霊場と神社の位置関係  
（林 2022a 掲載図に加筆）

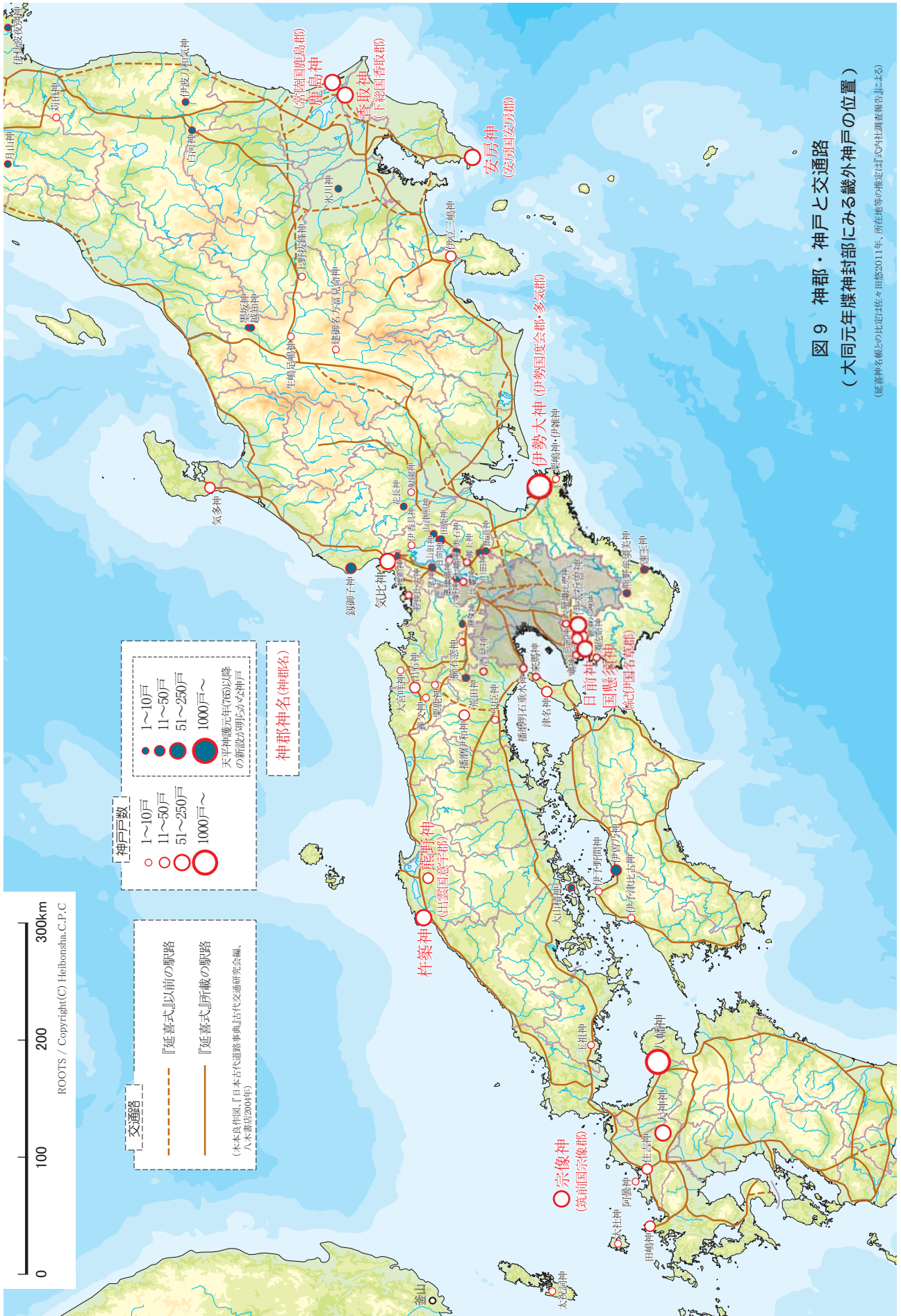
表3 出雲国内の「カラクニイタテ」神社

所在郡	『延喜式』神社名	『風土記』比定社	現比定神社
意宇郡	玉作湯神社	玉作湯社	玉作湯神社（松江市玉湯町）
	同社坐韓国伊太氏神社	由宇社 <sup>カ</sup>	同社相殿
	揖屋神社	伊布夜社	揖屋神社（松江市東出雲町）
	同社坐韓国伊太氏神社	伊布夜社	同 境内社
	佐久多神社	佐久多社	佐久多神社（松江市宍道町）
	同社坐韓国伊太氏神社	佐久多社 <sup>カ</sup>	又は嘉羅久利神社（安来市）
出雲郡	阿須伎神社	阿受枳社	阿須伎神社（出雲市大社町）
	同社坐韓国伊太氏神社	阿受枳社	同社合祀
	出雲神社	出雲社	諏訪神社（出雲市別所町） <sup>カ</sup>
	同社坐韓国伊太氏神社	御魂社	同社合祀 <sup>カ</sup> （論社有り）
	曾枳能夜神社	曾伎乃夜社	曾枳能夜神社（出雲市斐川町）
	同社坐韓国伊太氏奉神社	曾伎乃夜社	同 境内社

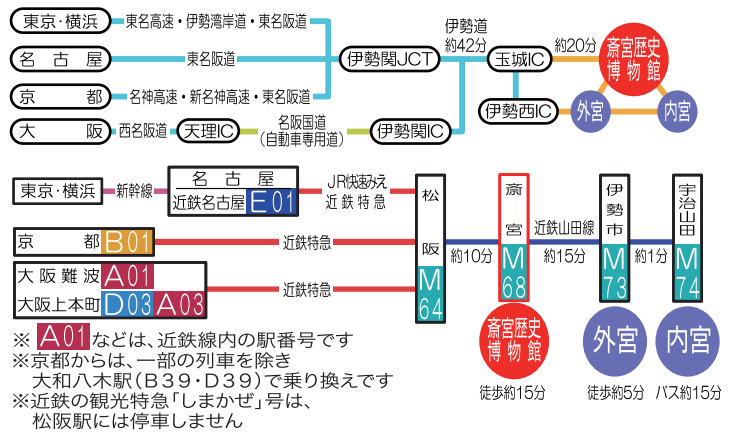
表4 対外不安と神仏に関わる施策

年代	対外不安要素と施策	出雲	若狭・敦賀・能登
7世紀後半	・（白村江後の防御）	・造寺活動低調	・神身離脱譚の投影時期
8世紀初頭		・官社登録の進展	
8世紀第2四半期	・新羅との軋轢 ・節度使設置・軍防整備	・『風土記』社名帳の段階 ・『風土記』新造院の段階	・気比神宮寺、若狭比古神願寺等、神宮寺造営
8世紀後半	・太宰府四王院の設置 ・「諸国疾疫」 ・蝦夷38年騒乱	・村落寺院が出現 ・国造郡領兼帯禁止	・越前国諸神に盛んな神階奉授 ・気多神へ神封奉充 ・称徳天皇不予、災疫への奉幣
9世紀前半	・対蝦夷政策	・出雲国造神賀詞の形骸化	・能登客院の造立 ・気多、気比禰宜に把笏を許す ・気多、気比神宮寺に常任僧3人を置く
9世紀後半	・「新羅賊兵」への緊張 ・四天王像を5国に安置 ・渤海使の出雲漂着多発	・出雲他「邑境諸神」へ班幣 ・韓国伊太氏神社の設置 ・出雲ほかに四天王像を下す	・気多神を従一位に昇叙 ・清和天皇不予、気多社にて金剛般若経









## 伊勢齋宮への交通



齋宮歴史博物館



齋宮歴史博物館 展示室



いつきのみや歴史体験館



史跡公園 さいくう平安の杜

### 公開講座「伊勢と出雲の神・仏 ～古代の宗教世界を読み解く～」資料集

令和5年2月12日(日)

編集 齋宮歴史博物館(齋宮活性化実行委員会)  
 三重県多気郡明和町竹川503 TEL 0596-52-3800(代)  
<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/saiku/>